

平成 22 年度実施
短期大学機関別認証評価
評価報告書

大分県立芸術文化短期大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した短期大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 短期大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	31
基準7 学生支援等	34
基準8 施設・設備	38
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	41
基準10 財務	45
基準11 管理運営	48
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	56
iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	58

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した短期大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、公・私立短期大学からの求めに応じて、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、公・私立短期大学の関係者に対し、短期大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、短期大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
23年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象短期大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・短期大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・短期大学機関別認証評価委員会

3 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 短期大学機関別認証評価委員会

麻生隆史	九州情報大学長・山口短期大学長
雨宮照雄	三重短期大学教授
大竹美登利	東京学芸大学副学長
大野博之	国際学院埼玉短期大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
◎上條宏之	長野県短期大学長
小舘静枝	小田原女子短期大学理事
澤井昭男	福島学院大学教授
清水一彦	筑波大学理事・副学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○関根秀和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
難波正義	新見公立大学長・新見公立短期大学長
樋田豊次郎	秋田公立美術工芸短期大学長
松田之利	岐阜市立女子短期大学長
山内芳文	聖徳大学教授・学長補佐
吉田文	早稲田大学教授
吉村恵美子	川崎市立看護短期大学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

○雨 宮 照 雄	三重短期大学教授
五十嵐 潤	秋田公立美術工芸短期大学教授
○大 竹 美登利	東京学芸大学副学長
萩 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○上 條 宏 之	長野県短期大学長
嶋 崎 伸 一	山形県立米沢女子短期大学理事・学生部長
清 水 道 夫	長野県短期大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
田 野 光 彦	南九州短期大学長
野 澤 庸 則	大学評価・学位授与機構客員教授
平 本 弘 子	福山市立女子短期大学教授
福 井 有	大手前大学総長・大手前短期大学長
渕 上 倫 子	福山大学教授
○松 田 之 利	岐阜市立女子短期大学長
諸 岡 晴 美	富山大学教授
◎山 内 芳 文	聖徳大学教授・学長補佐

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

雨 宮 照 雄	三重短期大学教授
○大 野 博 之	国際学院埼玉短期大学長
◎清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該短期大学全体として機構の定める短期大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。

また、対象短期大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象短期大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象短期大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象短期大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象短期大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大分県立芸術文化短期大学は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 共通教育科目として外国語科目 8 科目を開講し、コミュニケーションの基礎、異文化理解を深める科目に位置付けるとともに、音楽科の学生等の専門教育科目の学修に役立っている。
- 卒業生の協力を得て、短期大学の規模でオーケストラを編成しており、その伴奏によるオペラ公演を実施している。
- 平成 16 年度の文部科学省特色 G P に採択された「多様な演奏会による地域交流教育の工夫改善」においては、支援期間終了後においても、学生に対し、多くの本格的ステージで演奏する機会を提供しており、多くの学生が参加し、地域貢献への意識の向上にも役立っている。
- 平成 21 年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に採択された「体験をスキルに変えるナラティブ能力育成—サービスラーニングを中心とした自己の物語を探し創り発信する能力の形成プログラム」においては、多くの学生に「サービス・ラーニング I」「インターンシップ」「海外語学実習」等の体験学習に力点を置く授業が提供されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 一部の建物が老朽化している（築 35 年を超えるものがある）。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的は、学則に「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする」と定められている。

当該短期大学は、目的を具体的に実現するため、次の 4 学科から構成されている。

- ・美術科（2 専攻：美術専攻、デザイン専攻）
- ・音楽科
- ・国際文化学科
- ・情報コミュニケーション学科

これら開設している 4 学科の教育目的・教育目標は、学則には規定されていないが、学科ごとに定められている。美術科は「優れた個性と創造力を持ち、人間性豊かで、社会に積極的な貢献をなすう人材を育成すること」を教育目的とし、音楽科は「高い専門的音楽技能と指導力を有し、創造力豊かな有為な人材を育成すること」を教育目的としている。さらに、国際文化学科は、「国際社会の中で、自国の文化のみならず、異文化に対する理解を深め、広い視野から物事を捉え、主体的に行動し、豊かな発想や新たな価値観を創造できる人間性豊かな人材を育成すること」を教育目的とし、情報コミュニケーション学科は「情報とメディアを有効に活用する知識と技術、及び人間関係を発展させるコミュニケーション技能を身につけ、自己の個性と能力を活かし、地域社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成すること」を教育目的としている。

当該短期大学専攻科の目的は、専攻科規程に「美術又は音楽分野における高度な知識と技能を身につけさせ、芸術的な専門性を生かして社会で活躍する人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与すること」と定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的は学則に明記され、教育理念及び各学科等の教育目的・教育目標もそれぞれ定められている。各学科の目的は、各学科会議・教育研究審議会等で定期的に検証・見直しを行い、教職員が確

認したものを、ウェブサイト、大学案内等を通じ、外部に公表している。また、受験生にはオープンキャンパス、入試説明会等の機会に大学案内、学生募集要項を配付して、入学生には短期大学の目的を規定した学則、各学科・専攻科の教育目的等を記載したキャンパスガイド等を配付し、オリエンテーションで説明して、目的の周知を図っている。このほか、就職支援における企業訪問等の際にも、学科・専攻の人材育成目標、それを具体化したアドミッション・ポリシー、コース・履修システムや教育活動、進路指導の概要等を盛り込んだ大学案内を配付し、教育目標の公表に努めている。なお、教育目的並びにその成果については、公立大学法人として、毎年度点検・評価を行い、広く公表している。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学の短期大学士課程は、美術科・音楽科・国際文化学科・情報コミュニケーション学科の4学科から構成されている。また、学則に定める教育研究の目的を達成するため、共通教育の教育目的・教育目標を定めた上に、4学科の教育目的・教育目標を定めており、それらは、芸術系2学科、人文系2学科に大別した特色を活かすものとなっている。

各学科のうち、昭和36年の開学時に設置した芸術系の美術科・音楽科では、平成18年4月に当該短期大学が公立大学法人に運営主体を移行し、教育研究の成果を地域社会に還元する方針を強く打ち出したことを教育研究に反映させるとともに、平成21年度から教育研究の目的達成のために学科内の構成の抜本的見直しを行っている。その結果、美術専攻及びデザイン専攻から構成される美術科は、デザイン専攻をビジュアルデザインコースと生活造形デザインコースの2コースに分ける現在の学科構成を持つに至っている。また、音楽科には声楽コース・ピアノコース・管弦打コース・指揮コース・理論コース・作曲コースの6コースが設置されている。

また、平成4年度に国際化・情報化の進行した社会変化に対応して、国際文化学科・コミュニケーション学科の人文系2学科が設置され、このうちコミュニケーション学科では平成15年度に見直しを行い、情報コミュニケーション学科と改称している。国際文化学科では、基礎を学ぶ「文化の基礎」、世界の文化・社会を学ぶ「アジアの文化と社会」及び「欧米の社会と文化」、ことばを学ぶ「言語と表現」、自らのテーマを見つける「ゼミナール（講義と演習）」、未来に生かす「実務科目」という教育課程を編成している。同様に、情報コミュニケーション学科では、教育課程に、「メディア系(Media)」「情報科学系(Information)」「心理学系(Psychology)」「社会学系(Sociology)」の4領域（これをMIPSという。）を挙げ、「情報コミュニケーション研究」「地域研究」「基礎演習・研究法」「卒業研究」「キャリア教育」「現代的ニーズ」の6科目群を配置しているほか、各種資格試験に向けた取組も実施している。

これらのことから、学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

当該短期大学では、教養教育の在り方と具体化の検討が共通教育委員会で行われてきたが、平成22年度からは、教育研究審議会（定款第3章第2節に規定）で教養教育の理念の見直し等を、教務学生委員会（委員長：教務学生部長、委員：教務・学生担当副部長、教務学生グループリーダー、外国語教育センター長、各学科から2人ずつ選出された計8人の教員）で具体的な科目・時間割等の検討を行っている。なお、共通教育の教育目的は、中期目標に「芸術・文化に関する幅広い教養を養うとともに、社会の中で自立して生きる力、外国語及び情報処理に関する基礎的な力、並びに心身の健康に関する基本的な認識を養う。」

と定められている。

共通教育科目は、大別して「一般教養科目」と「外国語科目」から構成されている。一般教養科目は、当該短期大学の芸術・人文2系統の学科がある特色を最大限に活用し、幅広い教養と社会の中で自立して生きる力の修得を目的に、各学科が提供する科目を「芸術や文化について学ぶ」科目群と「社会の中で自立して生きる力をはぐくむ」科目群の2つに大別し、連携させて開講している。なお、芸術系2学科と人文系2学科の連携を深めながら実施した教養教育の整備の具体例としては、平成20年度から人文系学生も芸術系の実技科目を履修可能としたことが挙げられる。

「外国語科目」は、英語、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、中国語、韓国語の8か国語を、学生の興味・関心に応じて選択を可能にしている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学の専攻科課程は、芸術系2学科の上に、2専攻を置き、造形専攻及び音楽専攻から構成されており、専攻科規程第1条に、専攻科の教育研究目的を「美術又は音楽分野における高度な知識と技能を身につけさせ、芸術的な専門性を生かして社会で活躍する人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。なお、平成19年度から従来の1年制を2年制とし、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認定専攻科としている。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該短期大学に設置されている附属施設、センター等には、附属図書館、情報メディア教育センター、研究情報室、地域活動室がある。

附属図書館は、教育研究に必要な資料や学生の要望にこたえる図書、AV資料の収集に努めており、閲覧室と視聴室を備え、附属図書館規程によって、教職員・学生等の学術研究及び教育に資することを目的に運営されている。

情報メディア教育センターは、ネットワークシステムの管理運営、メールアドレスのID・パスワードの管理、情報処理関連の演習補助、各種検定の受験指導、ITサポート・講習会、機器の貸出等の業務を担当しており、第1・第2情報処理演習室、メディア演習室、サーバールーム、情報処理準備室を備えている。また、情報処理演習室にセンター長、次長、実習助手3人、各学科委員等を配しており、これらの業務、センター長、職員等については、情報メディア教育センター規程によって、規定されている。

研究情報室は、平成20年度に研究活動及び他組織との共同研究活動を支援するために開設されており、研究者データベースシステムを開発し、教員が研究者プロフィール・研究業績・社会活動等を公開できるようにしているほか、文部科学省科学研究費補助金等の学外研究費獲得のための情報提供、地域連携コンソーシアム活動に基づき他大学が募集した共同研究事業への応募・採択の支援を業務として行っている。なお、大分県内の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、文部科学省の平成20年度「戦略的連携支援事業」に採択された「地域連携研究・留学生支援・教育連携を柱とする地方における高度人材養成拠点の構築」を共同実施する業務も平成21年度から担当している。

地域活動室は、平成22年度に開設され、文部科学省の平成21年度「大学教育・学生支援推進事業【テー

マA】大学教育推進プログラム」に採択された「体験をスキルに変えるナラティブ能力育成—サービスラーニングを中心とした自己の物語を探し創り発信する能力の形成プログラム」において、学生のナラティブ能力育成を担当する常勤スタッフ（実習助手：1人）を置き、「サービス・ラーニングⅠ」等の地域貢献活動・社会貢献活動に資するサービス機材の管理・提供等を担当している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則第4章に教授会に関する規定がある。学長を議長とし、教授のほか准教授その他の職員を加えることができる組織規定に従い、全学科の助教以上の全教員と役職者、関係事務職員を教授会の構成員として招集し、毎月の定例教授会と臨時教授会を開催している。教授会の審議事項は、学則第11条に規定されている次の6つである。

- (1) 教育課程並びに授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の入学、休学、退学、除籍及び卒業等に関すること。
- (3) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) 教育研究上の重要事項。
- (6) その他学長の諮問事項。

一方、定款では、第3章第2節に教育研究審議会について、第21～24条に、設置及び構成、招集、議事、審議事項について定めており、公立大学法人への移行に伴い教授会から委譲された審議事項もあるが、通常の教育・研究に関する重要事項は教授会で審議されている。なお、専攻科には専攻科教授会を置き、専攻科の教育研究に係る重要事項を審議している。

また、組織に関する規程第8章第15条に専門委員会等の設置に関する規定があり、これに基づき定められた専門委員会規程第2条により設置された専門委員会には、入試委員会、地域貢献委員会、年度計画検討委員会、教務学生委員会、教育実習委員会、図書委員会、情報メディア委員会、国際交流委員会がある。これらの各種委員会が検討審議した結果の報告は、専門委員会規程第7条において教育研究審議会で行うとしているが、実際には教授会で行われている。また、各学科会議の報告等も教授会で行われ、全教員への周知が図られている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

組織に関する規程に、教務学生部、FD推進会議が規定されており、教務学生部の専門委員会として教務学生委員会が置かれている。

教務学生委員会は、教務学生部長を委員長とし、委員は教務・学生担当副部長、教務学生グループリーダー（事務職員）、外国語教育センター長、各学科から選出された教員2人ずつで構成され、会議の議長は委員長が務めている。毎月定例会を開き、教育課程の検討、学生厚生補導に関する事項を審議し、結果を教授会に報告して、教育課程の適切性の検討及びその改善を行っている。

FD推進会議は、学長の任命した会長、教務・学生担当副部長、各学科選出教員1人を学長が任命したFD推進委員計4人から構成され、必要に応じて事務局長、総務企画部長及び教務学生グループリーダー

(事務職員)の出席を求めて開催されている。主として全学的な教育方法・内容の改善に向けた検討を担当している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該短期大学は、設置している4学科について、平成18年度の公立大学法人への移行に伴い、人事基本計画を平成19年3月に策定し、大学の組織（教育組織、事務組織等）、人材の確保（教員の採用、事務職員の採用、多様な雇用形態）、人材の育成（教員の研修、職員の研修）、評価制度及び任期制、勤務形態（裁量労働制、兼業）等に関する基本方針を明確に定めている。

教育研究に関する組織には、教授会、4学科会議、8専門委員会があり、学長・専任教員・事務職員が責任分担をし、全学的な連携体制を確保している。また、学科及び専攻科には、学科長及び専攻科長を配置し、それぞれの責任を明確にしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

短期大学士課程における教員数は、次のとおりであり、短期大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 美術科美術専攻：専任4人（うち教授2人）、非常勤11人
- ・ 美術科デザイン専攻：専任8人（うち教授4人）、非常勤12人
- ・ 音楽科：専任13人（うち教授6人）、非常勤38人
- ・ 国際文化学科：専任13人（うち教授5人）、非常勤13人
- ・ 情報コミュニケーション学科：専任13人（うち教授5人）、非常勤19人

学則に規定された教育課程表によれば、平成22年度に美術科美術専攻には、必修専門教育科目8科目（24単位）・選択専門教育科目16科目（38単位）、美術科デザイン専攻には必修専門教育科目8科目（21単位）・選択専門教育科目24科目（56単位）がそれぞれ開講され、主要な授業科目には専任の教授・准教授を配置している。

音楽科には、平成22年度に必修専門教育科目7科目（16単位）・選択専門教育科目61科目（118単位）が開講され、主要な授業科目には専任教員の教授・准教授を配置している。

国際文化学科には、平成 22 年度に必修専門教育科目 2 科目（6 単位）・選択専門教育科目 100 科目（189 単位）が開講され、主要な授業科目には専任教員の教授・准教授を配置している。

情報コミュニケーション学科には、平成 22 年度に必修専門教育科目 11 科目（20 単位）・選択専門教育科目 96 科目（151 単位）が開講され、主要な授業科目には専任教員の教授・准教授を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該短期大学における専任教員の年齢構成は、60 代が 10 人、50 代が 15 人、40 代が 15 人、30 代が 11 人とバランスがとれており、学科別でもおおむねバランスのとれた年齢構成となっている。

性別構成では、男性 41 人、女性 10 人と男女比が 4 : 1 であるが、学生の大多数が女性であることから、人権相談室相談員（セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止委員会面接相談員を兼ねる。）として女性教員も相談に応じるように配慮している。

外国人教員は、専任教員として国際文化学科に英語担当のアメリカ人教員を配置しているほか、外国人非常勤講師 3 人も任用している。

任期制については、人事基本計画において「大学の特性にあった任期制を整備する。」としていたが、平成 18 年度に他大学等の状況調査を行い、そのメリット・デメリットを検討した結果、当面、導入しないことを決めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

当該短期大学では、専任教員の採用は公募制を原則とし、性別、国籍にとらわれない能力本位の選考を行っている。

専任教員の採用・昇格に係る人事については、当該短期大学の教員選考規程、教員選考規程細則に、教授・准教授・講師・助教の資格を示し、採用・昇任に関する教員の資格審査基準を定めて実施している。業績等の審査基準では、教育・研究の経歴については大学・短期大学以外の高等研究機関・研究所・博物館・企業等の勤務実績及びプロフェッショナルな美術家・デザイナー・演奏家等の活動歴も考慮し、美術・デザイン分野、音楽分野に特有な活動実績の評価を加味している。また、教育上の能力の認定には、単に教職歴ばかりでなく、学生による授業評価やファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）活動等を参考にすることとしている。採用・昇任人事では、教育能力評価に面接や模擬授業等を実施しており、昇任人事では、これに加えて当該短期大学の運営・管理に関する委員会活動、地域貢献活動等も評価の対象としている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該短期大学は、公立大学法人として毎年『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を作成し、そ

の中で教員の教育活動の評価を行っており、大分県地方独立行政法人評価委員会による『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』の評価結果は、教育活動が「A：計画通り」となっている。また、次年度の計画策定に際して、顕在化している課題を各専門委員会・学科等にフィードバックし、次年度に向けた具体的改善策を検討する仕組みが整備されている。

平成 19 年度から、教員の業績を教育・研究、社会貢献活動、組織運営活動等から総合的に評価するため、教員評価制度を暫定的に導入している。その後、教員評価制度ワーキンググループを設け、平成 21 年度に教員評価規程を制定して、教員の評価領域を教育・研究、社会貢献及び組織運営の 4 領域とすることを明確にしている。なお、教員評価に当たっては、各教員は年度始めに「年間活動計画シート」、年度終了後に「教員自己評価シート」を作成し、教員の教育活動評価結果を明らかにしている。さらに、教員の意識・意欲、能力の向上と活性化及び教育活動の質の向上に帰するように、各教員の教育活動評価結果を、平成 24 年度より研究費の配分等に反映させることとしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員の研究活動は、毎年度『研究活動集録』にまとめて研究紀要に掲載されているほか、主要研究業績はウェブサイトで公開されている。また、各教員の研究活動と担当する授業科目内容との関連は、ウェブサイトの「教員一覧」に具体的に示されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

事務職員の配置・組織に関しては、当該短期大学の法人化に当たり、平成 18 年 4 月に組織に関する規程を制定し、平成 22 年度の事例では、事務局の総務企画グループに 11 人、教務学生部の教務学生グループに 12 人（兼務教員 3 人及び保健師 1 人を含む。）、進路支援室に 3 人、附属図書館の図書館管理グループに 5 人（兼務教員 1 人を含む。）を、常勤職員のほか嘱託職員・臨時職員・派遣職員等として配置し、業務にあたっている。事務分掌は、事務局長、総務企画部長、教務学生部長、進路支援室長、附属図書館長の下で、事務分掌表によって分担する業務内容とともに明らかにされ、教職員に示されている。

また教育支援者は、学科あるいは専攻に副手 9 人が、情報処理準備室・語学演習準備室・地域活動室等に実習助手 6 人配置されているほか、進路支援室・保健室等には非常勤職員が配置されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該短期大学の各学科・専攻、専攻科の学生の受入に関しては、それぞれの教育目的に沿った次のようなアドミッション・ポリシーを定め、公表している。（平成22年度大学案内）

〔美術科美術専攻〕

- ・ 美術に関心があり、夢をもっている人
- ・ 油画・日本画・版画・彫刻などの創作・表現に意欲のある人
- ・ 映像などによる自由な表現や美術の歴史・理論に興味のある人

〔美術科デザイン専攻〕

- ・ 生活用品デザインなど、暮らしの中での感性の表現に意欲のある人
- ・ 陶磁や繊維などの素材と造形表現に関心のある人
- ・ コンピュータグラフィックの表現に興味・関心のある人
- ・ 広告やポスターなどのように情報を視覚的に表現することに意欲のある人

〔音楽科〕

- ・ 声楽コース：歌を通して、内在する情熱、感情を表現したいと思っている人
- ・ ピアノコース：ピアノを専門的に深く学び、創造力豊かな音楽表現を目指している人
- ・ 管弦打コース：独奏に優れているとともに、アンサンブルにも対応できる協調性ある人
- ・ 指揮コース：大学で指揮を専門的に勉強したいと思っている人
- ・ 理論コース：音楽の仕組みと歴史を知りたい人、音楽の総合的な勉強をしたい人
- ・ 作曲コース：作曲を独学で始めたけれど、もっと専門的に学びたいと思っている人

〔国際文化学科〕

- ・ 外国の文化や社会に興味・関心のある人
- ・ 日本の文化や社会について、正しく理解しようとする意欲のある人
- ・ 世界の様々な政治的・社会的状況を正確に捉え、自分なりの意見を持つようとする人
- ・ 日本語はもちろん、外国の言葉でも自分の意見を表現しようとする人
- ・ 国際交流や社会活動に主体的に取り組む意欲のある人

〔情報コミュニケーション学科〕

- ・ 多様なメディアを使って、自分の意見や考えを表現したい。

- ・ コンピューターや情報技術を上手に活用することに興味・関心がある。
- ・ 人間関係を大切にし、他者やグループと積極的に関わってみたい。
- ・ ボランティアや地域活動に関心があり、実際に参加してみたい。

これらのアドミッション・ポリシーは、募集要項・ウェブサイトで公表しており、募集要項は大分県内外の高等学校に配布している。また、大学説明会・テレメール・高等学校訪問等によってアドミッション・ポリシーの周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿って、全学科・専攻においては推薦入学試験、一般入学試験及び社会人入学試験、外国人留学生入学試験を行っており、国際文化学科・情報コミュニケーション学科では、さらに平成19年度から大学入試センター試験の利用を加えた入学試験を実施している。なお、専攻科は一般入学試験のみを実施している。

推薦入学試験では、芸術系2学科は面接試験・実技試験を課し、専門教育に見合った学力の到達度、学習に対する目的意識等を選抜の判断材料としている。また、人文系2学科は一般推薦入試と特別推薦入試の2種類を行い、高等学校の学修成果と調査書を重視するとともに、小論文試験と面接試験を共通に課し、特別推薦入試ではさらにスポーツ・課外活動・資格試験等での成果を特に重視し、目的意識を持ち地道に努力できる学生を選抜している。

一般入学試験では、芸術系2学科は高等学校の学修成果を参考にするとともに、英語・国語の学科試験と実技試験を課して選抜を行っている。なお、平成23年度には、後期課程の入学試験も実施する予定となっている。前期・後期両日程の入学試験は、既に人文系2学科で行っており、前期日程では芸術系2学科と同様に高等学校の学修成果を参考にするとともに、英語・国語の学科試験の得点に加えて大学入試センター試験の得点を利用した選抜を行っている。すなわち大学入試センター試験の得点では、人文系2学科は学科の専門性に鑑み、国際文化学科は英語を、情報コミュニケーション学科は国語を、それぞれ必修とし、さらに各受験者の得意科目1科目の得点を加えた選抜としている。なお、人文系2学科の後期日程試験は、受験者の得意科目2科目の大学入試センター試験の得点によって選抜している。

一般入学試験のみによる専攻科の入学試験は、面接試験と実技試験によって、学修への意欲・関心の高い者を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

外国人留学生、社会人の受入に関するアドミッション・ポリシーは、学生募集要項に示し、入学試験を別に実施している。なお、平成21年度からウェブサイト外国人留学生用に英文の当該短期大学紹介ページを新設している。

外国人留学生については、学則第12章第42条に受入を定め、開設科目に「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」及び「日本事情」を置き、「講義内容を理解しうる日本語能力のある人」を受け入れることとしている。また、外国人留学生入学試験については、平成22年度入学試験から外国人留学生が志願しやすい時期の2月（一

般前期入学試験日程と同時期) に実施している。独立行政法人日本学生支援機構による「日本留学試験 (EJU)」の日本語得点 (従来の 200 点を平成 22 年度から 180 点に変更) を出願条件とし、芸術系 2 学科で面接と実技の試験、人文系 2 学科で面接と小論文の試験を課して選抜を行っている。なお、入学試験の結果、平成 22 年度には国際文化学科・情報コミュニケーション学科各 1 人の外国人留学生在が入学している。

社会人入学試験は、価値観の多様化や生涯学習への欲求の高まりが、大学に入学して専門的分野を系統的に学修しようとする社会人を増加させている状況を踏まえ、4 学科ともに「社会人として 5 年以上の経験を有し、満 23 歳以上」を出願資格として実施している。入学試験の方法は、4 学科ともに、学科試験を課さず、身上記録書・志願理由書の書面、面接、小論文で選考するほか、芸術系 2 学科は別に実技試験を課している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関する実施体制として、入試委員会 (委員長: 学長、委員: 教務学生部長、附属図書館長、事務局長、総務企画部長、学科長 4 人、入試・広報担当副部長、教務学生グループリーダー) と入試問題作成委員会を設置している。入学試験にかかわる事務は、教務学生グループが担当している。

入試委員会は、学生募集・入学者選抜に係る企画、学生募集要項・各入学者選抜試験実施要領の作成、入学者の選考基準の作成等を担当しており、入試問題作成委員会は、入学試験問題の作成及び採点等を担当している。

入学試験の実施は、各入学試験に関して定められた入学者選抜試験実施要領に基づき、学長 (入試委員長) の指揮・監督の下で全学教職員が関係業務を遂行している。ただし、家族に受験生がいる教職員は入学試験に直接関わらないように配慮し、入学試験問題の採点、合否判定資料の作成の際には、受験者の番号・氏名を一切秘匿しているほか、音楽科の実技試験では、受験生に直接個人指導をしている教員を除いて、実技の採点には非常勤講師も含め公平を期している。

合格者の決定は、各学科及び専攻科の教員による協議を経て、教授会・専攻科教授会で審議・決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

毎年度、入学者選抜を実施した後、各学科・専攻、専攻科及び入試委員会は、入学試験の結果を検証し、次年度の入学試験の改善に役立てている。また、在学生を対象に、入学時の受験動向調査、授業評価、卒業時の満足度調査等を実施し、その結果を分析して、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入が行われたかを検証し、各学科・専攻科の募集人員、選抜方法、合格判定基準等の見直しに役立てている。

平成 18 年度に、音楽科では推薦入学試験の募集定員を全定員の 5 割から 6 割に変更し、入学者選抜において目的意識の明確な学生を確保するため、6 コース制によるきめ細かな指導体制に改組したところ、推薦入学試験の作曲コースに 3 人の志願者があった。さらに、各学科に適切な学生定員数を安定的に確保するために、全国的な大学等の受験状況に係る情報を調査・検討し、平成 22 年度の一般入学試験の前期日程の変更を決定しているほか、平成 21 年度に向けた各学科における入学試験方法の検討では、音楽科の特別選抜入学試験の受験科目に音楽基礎科目を新たに課すこととし、受験者のいなかった外国人留学生入学試験については、外国人留学生の受験準備環境を調査し、従来の入学試験期日を約 3 か月遅く設定するこ

とが適切と判断し、一般入学試験前期日程と同時期に変更することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 21 年 4 月に改組された音楽科については、平成 21～22 年度の 2 年分。）

〔短期大学士課程〕

- ・ 美術科：1.00 倍
- ・ 音楽科：1.07 倍
- ・ 国際文化学科：1.16 倍
- ・ 情報コミュニケーション学科：1.29 倍

〔専攻科課程〕

- ・ 造形専攻：1.53 倍
- ・ 音楽専攻：1.39 倍

短期大学士課程では、美術科 2 専攻が平成 22 年度に平均入学定員充足率が 0.84 倍（美術専攻）、0.88 倍（デザイン専攻）、音楽科が声楽専攻・器楽専攻の 2 専攻であった平成 19 年度には 0.96 倍（声楽専攻）、0.97 倍（器楽専攻）と定員を満たしていないが、音楽科の専攻廃止・コース制採用（平成 21 年度）の効果もあって、平成 18～22 年度の 4 学科全体の平均が 1.15 倍と、おおむね定員を満たしている。ただし、美術科には志願者減少の傾向が平成 21～22 年度にあり、平均入学定員充足率も各専攻 0.85 倍前後となっている。一方、国際文化学科で平成 21 年度に入学定員充足率が 1.38 倍、情報コミュニケーション学科で平成 20～22 年度に入学定員充足率が 1.43 倍、1.37 倍、1.38 倍と超過している。超過の理由には、一般入学試験の辞退者の予想以上の少なさ、その背景にある景気後退による志願者の地元志向の高まりが指摘されている。

専攻科課程においては、認定専攻科となった平成 19 年度以降、特に専攻科造形専攻の平成 21 年度の入学定員充足率が 2.06 倍となっているなど、平成 19～21 年度に入学定員各 15 人に対する平均入学定員充足率が 1.56～1.73 倍と定員を大きく超えているが、入学定員を見直し、平成 22 年度には定員を造形専攻 24 人、音楽専攻 20 人と増やしたこともあって、1.11 倍と適正な入学者数となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は専攻科課程において適正でない年度があったものの、改善が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 専攻科課程においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<短期大学士課程>

- 5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該短期大学に置かれている4学科は、学科それぞれの教育目的・教育目標に沿って、教育課程を、毎年度を前期・後期の Semester 制とし、1年次・2年次合せて4 Semester として体系的に編成している。4学科ともに、「共通教育科目」と「専門教育科目」を設け、共通教育科目は全学共通に開設し、「一般教養科目」13単位以上と「外国語科目」2単位以上、合計15単位以上を卒業要件としている。専門教育科目は、美術科・音楽科・国際文化学科が48単位以上、情報コミュニケーション学科が51単位以上を履修することとしている。

共通教育科目・専門教育科目の平成22年度における Semester ごとの開設科目数の配当を見ると、共通教育科目数は、1年次前期：23科目、1年次後期：26科目、2年次前期：14科目、2年次後期：23科目となっており、全学科の教員が分担・実施している。芸術系と人文系の学科を置く当該短期大学の特色を活かし、芸術系学生に人文系教養を、人文系学生に芸術系教養を提供できるよう配慮し、学年を越えた履修を可能にして、Semester による開設科目数の多寡によるアンバランスを補っている。ただし、4学科の数多くの授業科目を時間割に編成し全学科の学生が履修可能にするため、一つの時間帯に複数の科目を重ねることが多い。

同様に専門教育科目の授業科目数の配当を見ると、美術科2専攻は合計数が1年次前期：15科目、1年次後期：18科目、2年次前期：18科目、2年次後期：5科目とほかの3学科より全体的に少なくなっており、実技科目が多く、1科目で数時間を要する授業科目が多いことと2年次後期は卒業制作があるため科目数が特に少ないことは、美術科の特色となっている。音楽科6コースの合計授業科目数の配当は1年次前期：93科目、1年次後期：113科目、2年次前期：91科目、2年次後期：95科目で、美術科に比べ開講科目数が多くなっている。また、通年で開講する専門教育科目が全体的に多くなっている。国際文化学科の授業科目数の配当は1年次前期：27科目、1年次後期：51科目、2年次前期：32科目、2年次後期：

20 科目の配分で、国際文化学科の全教員が専門ゼミナールを開講している 1 年次後期の科目数が最も多く、2 年次後期は卒業研究に多くの時間を割くので科目数が少なくなっている。情報コミュニケーション学科の授業科目数の配当は 1 年次前期：39 科目、1 年次後期：50 科目、2 年次前期：41 科目、2 年次後期：43 科目となっており、1・2 年次生が同時に履修可能な科目も多くなっている。

全般に、専門教育科目数のセメスターごとへの配分数の多寡は、各学科の教育課程の特色を反映しており、芸術系 2 学科と人文系 2 学科の数多い専門教育科目を前期・後期別、年次別に時間割編成を行うための工夫がうかがえる。

授業科目の内容を共通教育科目で見ると、一般教養科目は、芸術系 2 学科、人文系 2 学科からなる当該短期大学の特色を活かし、平成 20 年度から「芸術や文化について学ぶ」科目群 (19 科目) と「社会の中で自立して生きる力をはぐくむ」科目群 (21 科目) に大別し、一般教養科目の教育目的を理解して履修し得るように指導している。また、外国語科目は、英語・仏語・独語・スペイン語・イタリア語・ポルトガル語・中国語・韓国語の 8 か国語を開設し、自由に選択できるようにしており、コミュニケーションの基礎となる「読む・書く・聞く・話す」力を伸ばすだけでなく、国際文化学科における異文化理解の基礎となるほか、音楽科における歌唱力の向上にも役立っている。なお、外国語科目を必修 2 単位以上履修した場合は、他学科の専門教育科目、他大学で履修した科目等の単位とともに、4 単位まで一般教養科目の単位として認めている。

授業科目の内容を専門教育科目で見ると、次のような、学科・専攻の教育目的に沿った教育課程を編成している。

〔美術科〕

美術専攻では、1 年次は、前期に全学生が基礎的デッサン力を身に付け、後期に絵画選択学生は平面上の実在感を、彫刻選択学生は塑像実技における量の把握等を、それぞれ基礎から修得させている。2 年次は、前期に絵画・彫刻の各専門知識を深めて創造力と造形力を養い、後期に卒業制作の時間を中心に各自のテーマに応じた独創的作品を制作させている。

デザイン専攻では、1 年次は、前期に全学生が造形全般の基礎能力を養い、後期にビジュアルデザイン選択学生には表現技術の修得及び自己開発のための個性的発想練習を行い、コンピューターを活用したイラストレーションやエディトリアル・デザインの知識・技能を身に付けさせ、生活造形デザイン選択学生には染色・陶芸・プロダクトを中心に、実習を通して各種素材に関する知識と造形技術を修得させている。2 年次は、前期にビジュアルデザイン、生活造形デザイン各分野の専門知識の深化と創造力・造形力の養成を行い、後期に卒業制作で各自のテーマに応じた個性的作品を制作させている。

〔音楽科〕

全学生に、音楽理論・和声学・音楽史等による音楽の仕組みと歴史的な理解、ソルフェージュによる音楽表現法を学ばせ、音楽的な基礎知識・教養と基礎技能を身に付けさせた上に、6 コースのそれぞれにふさわしい専門分野の科目を学ばせている。

声楽コースでは、現役オペラ歌手の教員が、豊富な舞台経験を活かし、実践的レッスンを中心に、楽曲の理解、表現力豊かな歌唱法、オペラに不可欠な演技や音楽表現・発声の一致を目指し、指導している。

ピアノコース・管弦打コースでは、演奏技術の基本を修得させた上で、各自の演奏技術を伸ばす指導を行い、さらに、演奏家としての経験豊かな教員が、楽曲を芸術的・独創的に表現する力を高める奏法指導を行っている。このほか、管弦打コースでは近年、オーケストラ教育に力を入れ、人員確保や楽器編成に困難さはあるものの、卒業生の支援（演奏用員制度）を得て、当該短期大学のオーケストラを成長させており、その伴奏によるオペラ公演も実施している。なお、夏期集中講義の「管弦打特講Ⅰ」「管弦打特講Ⅱ」

では、指揮コース専任教員が10月開催の定期演奏会に向けた指導を行っており、学生はオーケストラを経験することで、各楽器の特徴と役割を体感し合奏能力を高めている。

指揮コース（開設3年目）では、入学前の指揮の経験を問わず、個人レッスンと「指揮法研究」「指揮特講」等の科目で指揮方法を伝授し、卒業時に指揮者としての一定の技能を修得できる教育課程を編成している。

理論コースでは、音楽とは何かを考えさせ、文章の読解力・表現力の向上を重視するとともに、「音理演習Ⅰ」「音理演習Ⅱ」「音理演習Ⅲ」「音理演習Ⅳ」で各自の研究テーマに沿ったディスカッションができ、コンピューターを活用した情報収集や論文作成等ができるよう、ジャンルを超えた総合的能力の育成を図っている。

作曲コース（開設3年目）では、各自の能力・興味に沿った個人レッスンを行い、「作曲技法研究」「作曲技法特講」によって作曲方法を伝授し、「学内演奏」の機会を利用して作曲技法を修得させている。

〔国際文化学科〕

専門教育科目を、「文化の基礎」「アジアの文化と社会」「欧米の文化と社会」「言語と表現」「ゼミナール（講義と演習）」「実務科目」「卒業研究」の7科目群で構成し、アジアと欧米の文学・歴史・哲学・文化・政治・経済に関する講義・演習で学ぶことによって、国際化に対応できる幅広い知識を習得させている。特に1年次前期にゼミナール（講義と演習）科目群の入門的科目「教養ゼミナール」を置き、基礎的学習方法を身に付けさせ、2年次の卒業研究に至る間のゼミナールによる少人数授業で、各自が興味を持つ分野を見極めて学習を深めるように導いている。また、英語・中国語・フランス語・ポルトガル語等の外国語の運用能力を高め、言語と表現科目群の中で海外語学研修に関する科目を受講できるようにし、海外連携大学における英語・中国語・韓国語の短期研修の提供も行っているなど、学科の特色を明確にしている。

〔情報コミュニケーション学科〕

専門教育科目は、「情報コミュニケーション研究」「地域研究」「基礎演習・研究法」「卒業研究」「キャリア教育」「現代的ニーズ」の6科目群で構成している。情報コミュニケーション研究科目群は、「メディア系（Media）」「情報科学系（Information）」「心理学系（Psychology）」「社会学系（Sociology）」の4領域（MIPS）から構成され、メディアや情報技術を使いこなす力、人間の心理や行動を理解する力、現代社会を理解する力、社会と主体的にかかわる力のバランス良い育成により、自分の物語を探し創り語り、発信する能力（ナラティブ能力）の育成を柱に据えている。地域研究科目群は、地域づくりに参加する意欲と実践力を育てるために、現場の第一線で活躍している人による「地域社会特講」を開設し、この授業を通してボランティア活動や地域イベントへの参加を促している。基礎演習・研究法科目群では、導入科目として1年次前期に「基礎演習」を置き、授業科目の履修方法、就職・大学編入の基本的取組方を教授するほか、1年次後期に「発展演習」を置き、2年次の「卒業研究」に向けた学修方法を教授している。

キャリア教育科目群は、就職・進学に向けた実践的科目からなり、現代的ニーズ科目群では、「サービス・ラーニングⅠ」「インターンシップ」等のほか、「海外英語実習」等の海外語学実演習を開設している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該短期大学において、他学科の学生が履修できる専門教育科目は、美術科11科目、音楽科28科目、国際文化学科41科目、情報コミュニケーション学科63科目となっており、学生が他学科の授業科目を履

修した場合、4単位まで共通教育科目を履修したものとして認定している。また、「大学等間の単位互換に関する協定」により、学生は大分大学・大分県立看護科学大学・大分工業高等専門学校が開放している科目の履修が可能であり、30単位まで当該短期大学の単位として認めている。なお、平成21年度には延べ13人の学生が単位を修得している。このほか、平成20年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「地域連携研究・留学生支援・教育連携を柱とする地方における高度人材養成拠点の構築」に関連して、平成22年度からは大分県内の8つの大学・短期大学・高等専門学校との間で単位互換協定が結ばれている。

平成17年度以前から実施されていたインターンシップは、平成20年度より人文系2学科では専門教育科目として単位を認定しており、芸術系2学科においても単位を認定していないが、インターンシップへの参加は可能である。なお、インターンシップ受入企業は徐々に増加し、平成20年度54企業、144人が平成21年度は74企業、191人となっている。

共通教育科目及び専門教育科目の内容の改善についてみると、共通教育科目の整理と改善は、平成21年度まで共通教育委員会が担当していたが、現在は教育研究審議会及び教務学生委員会が担当している。一般教養科目として、平成18年度から「芸術文化Ⅱ－鑑賞とマネジメント」を開講し、演奏会・展覧会の鑑賞とその裏方の仕組みを学ばせ、後援会費からの支援で演奏会・美術展等の芸術鑑賞の機会を受講生に提供しており、平成19年度以降も学生のニーズに合う科目を新設している。また、外国語科目は、学生のモチベーションを高めるため、8か国語からの自由選択制としているほか、平成20年度から英語の能力別クラス編成を行い、アドバンストクラスを設けている。

各学科の専門教育科目では、美術科美術専攻が、平成18年度に理論的分野の理解強化のため「美術論」「鑑賞・批評論」を新設し、平成20年度に実技科目を整理して「美術実技A」「美術実技B」を新設している。美術科デザイン専攻でも、平成18年度に「鑑賞・批評論」を新設するとともに、教育課程の見直しで工芸コースを生活造形コースに改編し、授業内容を刷新しているほか、平成22年度にはプロダクトデザイン分野を新設して、私生活環境におけるデザインを総合的に学べる専門教育科目を充実させている。

音楽科では、声楽・器楽2専攻を平成21年度に6コース制に改編し、専門教育科目を強化して「伴奏実技Ⅰ」「スコアリーディング」「オーケストラⅠ」等を新設している。このほか、平成22年度にも「邦楽演習」の新設を行っている。

国際文化学科では、教育課程の見直しを平成19、20年度に行い、韓国関係の「韓国の文化と社会」「海外韓国語実習Ⅰ」「海外韓国語実習Ⅱ」のほか、専門への導入科目「教養ゼミナール」、コンピューターリテラシー科目である「デジタル文章作成演習」「DTP演習」「Web演習」、さらに「インターンシップ」「観光ビジネス英語」「日本語ゼミナール」「大分の観光と文化」「西洋の美術と文化」「近現代世界の歴史」を新設している。また、「海外英語実習」は、平成19年度にオーストラリア、平成22年度にニュージーランドを実習先に加えたほか、「大分ツーリズム講座」を新設している。

情報コミュニケーション学科では、専門への導入科目として、1年次前期に「基礎演習」、1年次後期に「発展演習」を新設し、卒業研究に向けた学習指導、就職・進学に向けた進路指導を充実させている。

授業科目の内容へ教員の研究成果を反映し、学術の発展動向に沿ったものとするため、「教員の研究内容と授業の相関に関する一覧表」を作成して相関を強めており、学生による授業評価の「新たな研究成果に触れ、学問の視野が広がり、興味を深めている」か否かの質問項目においても、回答が高い数値を示している。

また、学生の入学前の既修得単位を30単位まで認定しているほか、職業に就いているなどの事情で長期にわたる教育課程の履修を4年以内で認める長期履修規程を平成19年4月に定めており、平成20年度

に1人、平成22年度に2人がこの制度を利用しているなど、学生の修学環境整備を進めている。

文部科学省による競争的資金による大学教育支援プログラムが開始されると、平成16年度の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」に音楽科の「多様な演奏会による地域交流教育の工夫改善」が採択されており、昨年まで継続して、年間6回の音の泉ホールコンサート、年1回の定期演奏会、学外での卒業、修了演奏会(以上、大分市内)、また、年1回の地域巡回演奏会を実施している。このほか、市内福祉施設への出前コンサート、上野の森アートフェスティバル(毎年参加)、テレビ大分(TOS)への生出演等を実施しており、多くの学生が参加し、地域貢献への意識の向上にも役立っている。また、平成21年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に情報コミュニケーション学科を中心に全学で取り組む「体験をスキルに変えるナラティブ能力育成ーサービスマーケティングを中心とした自己の物語を探し創り発言する能力の形成プログラム」が採択されており、多くの学生が「サービス・ラーニングI」「インターンシップ」「海外英語実習」等の体験学習に力点を置く授業に参加している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該短期大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

単位の实質化への配慮としては、平成18年度実施の学生生活調査の結果に基づき、教務学生委員会が、授業時間外の学習(予習・復習)の指導方法を検討してシラバスの改善を図っており、平成18年度のシラバスからは「準備学習等」の欄を新設し、時間外学習の目安を示すことに努めている。また、授業時間外の学習のための自習室の整備等も行っている。

さらに、各学科は、単位の实質化への配慮を目的に年間の修得単位数の上限を50単位と定め、『キャンパスガイド』への記載、オリエンテーションでの説明で学生への周知を図っている。また、平成20年度には単位の修得状況調査を行い、各学科で履修モデルを作るなどの工夫をして指導を行っている。

このほか、平成20年度からGPA(Grade Point Average)による成績評価細則を定め、GPAを成績通知に記載し、大学編入学試験受験の際の推薦者決定に用いている。また、平成22年度から導入された学生の表彰制度において、表彰する学生を決定する際にGPAを活用することとしている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学科は、学科の教育目的に合った授業形態として、専門教育科目における講義系科目と演習・実習系科目のバランス・組合せを考え、美術科は講義系科目数と演習・実習系科目数とを27:20と拮抗させ、音楽科はコースにより異なるが67~71:23~27、国際文化学科は68:28、情報コミュニケーション学科は88:27とし、4学科の教育課程の特色が反映される組合せになっている。また、共通教育科目の外国語科目は、履修希望者が多い場合は適宜クラス分けを行っている。

授業科目によって担当教員が学習指導を工夫し、対話・討論型、フィールドワーク型、多様なメディアを高度に利用する型、情報機器活用型、個別・グループ学習型等の多様な授業形態を導入している。さらに、授業に対する改善・工夫が毎年公開され、FD活動を通じた学習指導法の適切な改善を教員相互の研

鑽を通して行っている。具体的には、講義系・実技系ともに、毎年度指導内容・方法の実践的工夫・改善状況を報告書にまとめて公表し、全教員の授業改善に役立てている。

音楽科では、「1回の舞台経験は100回の練習に勝る」をモットーに、定期演奏会、若さあふれるコンサート（年6回）、昭和61年に始めた地域巡業演奏会（年2～3回）、地域文化祭「上野の森アートフェスティバル」における出前コンサート等の本格的ステージで演奏する機会を多く与えている。これらの演奏会活動は、平成16年度の特徴GPに採択される前提となり、特徴GPによる採択は、前掲のモットーをさらに具体化し、向上させる契機となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該短期大学のシラバスは、「授業の目標・到達目標」「各回の授業内容」「準備学習等」「成績評価の方法・基準」「参考書・参考文献」「履修の条件・注意事項」の欄から構成されている。シラバスの記載に関しては、教務学生委員会が毎年見直し、改善のために検討を行っている。また、シラバスは冊子として全学生に配付し、ウェブサイトでも閲覧できる。各学科では、学年始めにシラバスに基づいた履修指導を行い、学生はシラバスを見て、平成19年度後期以降はコンピューターによる履修登録を行っている。なお、平成21年度の学生による授業評価で、「シラバス（授業ガイド）の内容は科目選択の参考とするのに十分だった」という項目への回答は、講義系科目の平均が5段階評定で4.0、実技系科目の平均は4.2と高い数値を示している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習への配慮については、授業科目のシラバスに「準備学習等」を示す欄を設けているほか、各学科は学生が自主学習のできる教室・練習室を開放しており、定期試験前は附属図書館の利用時間を延長している。このほか、自習室として、平成18年度から人文棟2階の1教室を充て、休日には人文棟1階の1教室を開放している。また、平成18、21年度に実施した「学生生活調査」で、授業時間外の学習時間や自習室の利用状況、自習室の備品整備の必要性等を調査した結果、平成18年度は自習室にコピー機・コンピューターを設置していたが、平成21年度には施設・設備の整備がさらに必要であると判断し、平成20年度に自習室以外の自主学習のための施設・設備を各学科で検討した結果、美術科は学内ギャラリーの拡充、音楽科は練習室の増設、国際文化学科は附属図書館・CALL教室の利便性向上とパソコンの整備、情報コミュニケーション学科は情報処理演習室の利便性向上について、それぞれ学生からの要望を受けて、改善に取り組んでいる。

学習指導については、芸術系2学科では専攻・コースごとに、専任教員が実技指導の一環として、授業・実習・レッスンの事前・事後学習指導を徹底している。また、人文系2学科では「教養ゼミナール」「基礎演習」「発展演習」等の授業科目で担任による指導を行い、授業の事前・事後学習を指導している。このほか、全教員が、前期・後期に原則週2回・2時間程度設定しているオフィスアワーで、自主学習にも配慮した指導を行っている。また、教員に対して実施したオフィスアワーに関する利用状況調査の結果により、27人の教員への相談がオフィスアワーで1日一人当たり約1件あり、学業に関することが最も多く、学生にとって有効であること、オフィスアワー以外での相談がそれより多いことが明らかになっている。

基礎学力不足の学生への補習授業・能力別授業も実施しており、一般教養科目の外国語科目では、英語クラスを習熟度別に編成している。専門教育科目については、美術科美術専攻では、彫刻分野選択学生に夏期休業中に型取りの補習授業を、デザイン専攻1年次生の希望者には毎週土曜日にデッサンの補習授業を行っている。また、音楽科では専任教員が継続的に補習授業を実施し、非常勤講師にも年度当初に当該短期大学の施設活用を文書で促し、特に県外等に居住している非常勤講師の補習授業に便宜を図っている。国際文化学科では、学生の求めに応じ各教員が補習授業を実施しており、英語・フランス語・中国語・ドイツ語・日本語について、各種語学検定試験対策の補習授業を実施している。情報コミュニケーション学科では、情報教育を習熟度別に時間を分けて実施しており、「基礎演習」で資格検定試験に向けた漢字検定・TOEIC講座を実施して基礎学力の向上にも努めている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

当該短期大学は、教育目的達成のため、成績評価基準を策定し、学則第19条において「学習の評価」を規定している。学習の成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、成績は5段階で、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」として以上を合格とし、不合格の60点未満を「F」としている。これらは、『キャンパスガイド』『授業ガイド』等に記載し、オリエンテーション等で学生への周知を図っている。

個々の授業科目の成績評価基準はシラバスに示し、各授業科目の目標、成績評価の方法を示している。また、定期試験の成績、平常点、授業態度等の評価項目や、それぞれの割合は授業担当教員が決めている。なお、各授業科目の成績評価の分布状況は、毎年度検討されている。

卒業及び単位の認定については、学則第38条並びに単位認定規程、学位規程において定めており、教務学生委員会と教授会において厳正・公正に審議し決定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該短期大学では、学生の成績は平成20年度から、常時学内パソコンで各学生が確認できるシステムを導入している。成績評価は正確を期すため、各授業科目の成績発表後の一定期間、成績に関する学生の

疑問等の問合せを受付けており、期間中は、専任教員・非常勤講師に連絡できる体制を整え、問合せに迅速に回答するよう努めている。また、この問合せ体制の利用状況、各教員の回答結果は、教務学生委員会・教授会に報告されており、学生の間合せは、平成19年度に年間19件、平成20年度28件、平成21年度10件行われ、成績の変更が平成19年度5件、平成20年度5件、平成21年度6件認められている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

当該短期大学の専攻科課程は、短期大学士課程の美術科・音楽科で修得した基礎的専門知識と技術を基盤に、「芸術に関するより高度な専門家としての素養を身につけることにより、豊かな芸術的教養と指導力に富み、創造性豊かで、文化の進展及び社会の発展に積極的に貢献をなしうる人材を育成する」という教育目的に従い、専攻科造形専攻（入学定員24人）と専攻科音楽専攻（入学定員20人）を置いている。平成19年度に従来の1年制を2年制に改組し、独立行政法人大学評価・学位授与機構の学位授与事業により、学士の学位を取得できる認定専攻科（造形専攻、音楽専攻）となっている。

専攻科造形専攻の教育目標は、美術科2年間の美術及びデザインに関する専門的造形教養を基盤に、「専門的な実技と幅広い分野の理論科目を通して、美術及びデザインに関する社会的・歴史的視点からの理解を深める学修を行うとともに、造形芸術に関する専門的知識及び高度な表現技術を身に付け、優れた個性と創造力にみちた人間性豊かで有為な人材を育成する」（『キャンパス&授業ガイド』）ことを教育目標としており、美術科の短期大学士課程教育との連携を考慮した教育課程を編成している。

専攻科音楽専攻は、音楽科の短期大学士課程における教育目標「豊かな音楽的教養と創造力に富み、指導力に秀でた有為な人材の育成」の上に、6コースに分けて専門的な実技・演習科目、グループレッスン、アンサンブル、さらに、「音楽史特論B」「音楽理論特論B」等の理論系科目を設けており、「これらの科目を通して、音楽芸術に対する深い理解と高度な技術を修得させ、豊かな表現力と指導力に富む人材の養成」を目標とする教育課程を編成している。

このように、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

専攻科造形専攻の教育課程は、教育科目が「専門科目（美術制作に関する科目）」「専門科目（美術理論・美術史に関する科目）」「関連科目」「専攻外科目」の4科目群から編成されている。修了に必要な単位数は48単位、学士の学位の授与申請には62単位が必要となっている。平成22年度の専攻科造形専攻の専門・共通教育両科目には、必修科目4科目（32単位）、選択科目28科目（48単位）が開講されている。必修科目の32単位は、4セメスターに2科目・8単位ずつ配当され、選択専門科目10科目（20単位）と造形専攻・音楽専攻の選択共通専門科目18科目（28単位）のほとんどは、1年次の前期・後期に均等に配分されている。

専攻科音楽専攻の教育課程は、教育科目が「専門科目（実技系科目）」「専門科目（理論系科目）」「関連科目」「専攻外科目」の4科目群から編成されている。修了に必要な単位数は48単位、学士の学位の授与申請には62単位が必要となっている。平成22年度の専攻科音楽専攻の専門科目・共通教育科目には、必修科目7科目（28単位）、選択科目57科目（154単位）が開講されている。必修科目の7科目は、4セメスターに2科目・6単位ずつ配当され、2年次後期に修了研究8単位が位置付けられている。選択専門科

目 39 科目 (126 単位) と、前掲の造形専攻と同じ選択共通専門科目 18 単位 (28 単位) も、4 セメスターにほぼ均等に配分されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

専攻科学生の多くは当該短期大学の美術科・音楽科の卒業生であることから、専攻科の教育課程は、短期大学士課程との関連を重視したものとなっている。授業科目の内容は、美術科・音楽科に属する専任教員の研究内容と相関関係があり、専門的研究成果を反映させ芸術・学術の発展動向に配慮したものとなっている。また、専攻科学生は、短期大学士課程の学科目や連携する他大学等の学科目を、30 単位まで履修することができ、修得した単位として認められている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

専攻科造形専攻では、講義系科目 24 科目、演習・実技系科目 6 科目が開講され、講義科目と演習・実習科目の配分は 4 : 1 となっている。これに対し、専攻科音楽専攻では、講義系科目 23 科目、演習・実技科目 25 科目が開講され、両系統の科目数がほぼ拮抗し、造形専攻より演習・実技系科目が多い傾向にあるが、いずれも芸術系専攻科の教育目的に合った授業形態として位置付けられている。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

専攻科のシラバスは、「授業の目的・到達目標」「各回の授業内容」「準備学習等」「成績評価の方法・基準」「教科書・参考文献」「履修の条件・注意事項」の欄から構成されている。シラバスは全専攻科学生に冊子で配付されるが、ウェブサイトでも閲覧できる。年度始めに、専攻科 2 専攻でシラバスに基づいた履修指導を行い、平成 19 年度からは学生がシラバスを参考にしてコンピューターによる履修登録を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

当該短期大学における専攻科学生の自主学習への配慮は、短期大学士課程の学生への対応と同様である。

専攻科の多様で短期大学士課程より高度な専門分野を学生に学ばせるための配慮として、専攻科造形専攻では、美術・ビジュアルデザイン・生活造形デザインの 3 コースごとに、コースを選択した学生一人一人に専用の制作スペースを与え、作品制作をしやすくし、各教員は時間外の個別制作指導も行っている。また、「版画研究 A」「版画研究 B」「デザイン特論」「工芸特論」では、コース相互の専門知識を習得させ、

理論系科目の「美学特論」「日本美術史特論」「インスタレーション特論」「造形素材特論」では、幅広い芸術的教養を身に付けさせている。

専攻科音楽専攻では、声楽コース、ピアノコース、管弦打コース、理論コースの4コース制であったが、平成22年度1年次生より、声楽コース、ピアノコース、管弦打コース、理論コース、作曲コース、指揮コースの6コース制としている。声楽コースは、独唱のレッスンに加え、「重唱Ⅰ」「重唱Ⅱ」「声楽特殊研究Ⅰ」「声楽特殊研究Ⅱ」の授業でオペラ・宗教音楽等の幅広い歌唱芸術の指導を行い、声楽家にふさわしい高度な技能と表現力の修得を促している。ピアノコースは、独奏で様々な形式・様式の楽曲を学び、他方で、同種楽器あるいは異種楽器と合奏したり、オーケストラをバックに協奏曲等を扱う授業科目「器楽アンサンブルA」「器楽アンサンブルB」「器楽アンサンブルC」「器楽アンサンブルD」で、多様な音楽経験を積み、高度な演奏能力を身に付けさせている。「キーボード・ハーモニー」「ピアノ音楽史」「実技特論Ⅰ」「実技特論Ⅱ」等では、質が高く幅広いピアノ演奏家の育成を目指している。管弦打コースは、実技の個人指導により高度な演奏技術・音楽表現等を教授するとともに、多様な楽器を組合せた「器楽アンサンブルA」「器楽アンサンブルB」「器楽アンサンブルC」「器楽アンサンブルD」、プロフェッショナル・アマチュアを問わないオーケストラに精通した講師陣による「オーケストラスタディⅠ」「オーケストラスタディⅡ」「オーケストラ研究Ⅰ」「オーケストラ研究Ⅱ」でアンサンブルの知識と技能を修得させている。さらに、オーケストラの首席パートを担うことを念頭に、本格的な実践指導を行い、豊かな教養と高度な専門的スキルを育成している。理論コースは、音楽史とエクリチュール（音理研究）の2本柱とし、通時性・共時性の複眼的視点から、音楽芸術の奥深くへ踏み込んでいける指導を行い、並行して「音楽史特論A」「音楽史特論B」「音楽理論特論A」「音楽理論特論B」「音楽史特別研究」「和声学特別研究」により、講義と演習の相乗効果による高度な専門的スキルの育成を図っている。作曲コースは、平成22年度に新設し、通常の個人指導に加え、「作曲技法特論A」「作曲技法特論B」「作曲特別研究A」「作曲特別研究B」で、より高度な専門的スキルを修得させている。指揮コースも、平成22年度に新設したコースで、通常の個人指導に加え、「指揮法特別研究A」「指揮法特別研究B」「指揮特殊研究Ⅰ」「指揮特殊研究Ⅱ」で、より高い専門的スキルを修得させている。

これらのことから、自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

専攻科造形専攻の美術コースでは、絵画又は彫刻制作について学生が考えた個別プランに基づく指導を基本としており、学生自身がほかの作品を見て物や空間の実体を多面的に捉える方法や美の秩序を研究して制作活動の意義や表現方法を理解し、制作活動の中での自己確認・自己発見を経て個性的表現を修得して、新たな価値を創造できるよう指導している。

ビジュアルデザインコースでは、ビジュアルデザインの合目的性を芸術性と融合させることで、より高次の視覚的メッセージを伝達できる方法を修得できるように指導し、さらに、コンセプトに基づくブランドアイデンティティの表現、2D・3Dグラフィックを利用した高次の映像制作、各種メディアの融合による新しい視覚表現等の可能性を探ることができるような指導を行っている。

生活造形デザインコースでは、工芸の専門知識と造形に関する考え方を身に付け、工芸分野の伝統を理解しつつも伝統へ依存しきらずに、現代的感性を拡大して新しい造形表現の可能性を追求できるよう指導しており、加えて、陶芸、染色、プロダクトの分野で取り扱う素材や、金属、竹、石材等との複合素材等による表現方法を修得し、その可能性をさらに探ることができるように指導している。

専攻科音楽専攻の声楽コースでは、独唱を指導し、さらに、オペラの重唱場面で表情・身振りを発声技

術と関連させて実践する方法を修得させている。外部講師を招き公開レッスンを行うことで、異なった角度からみた声楽表現法を修得させる「実技特論Ⅰ」「実技特論Ⅱ」を開講しており、「声楽特殊研究Ⅰ」「声楽特殊研究Ⅱ」で声楽に必要な個別技能を修得させている。

ピアノコースでは、独奏に関して必要な様々な形式・様式の楽曲を学ばせ、「器楽アンサンブルA」「器楽アンサンブルB」「器楽アンサンブルC」「器楽アンサンブルD」でオーケストラをバックに同種楽器や異種楽器と合奏する協奏曲の演奏を学ばせるなど、多様な音楽経験を積み、高度な演奏能力を涵養できるように指導している。「キーボードハーモニー」「ピアノ音楽史」「実技特論Ⅰ」「実技特論Ⅱ」「伴奏実習Ⅰ」「伴奏実習Ⅱ」等では、より質の高いピアノ演奏家の育成を図っている。

管弦打コースでは、実技個人指導で高度な演奏技術・音楽表現を養い、多様な楽器の組合せによる「器楽アンサンブルA」「器楽アンサンブルB」「器楽アンサンブルC」「器楽アンサンブルD」、オーケストラに精通した講師陣による「実技特論Ⅰ」「実技特論Ⅱ」「オーケストラ研究Ⅰ」「オーケストラ研究Ⅱ」「オーケストラスタディⅠ」「オーケストラスタディⅡ」で、アンサンブルの知識と技能の修得が図られている。オーケストラの首席パートをも担うことのできる高度な専門的能力を本格的な実践指導で育成している。

指揮コースでは、通常の個人指導とともに、「指揮法特別研究A」「指揮法特別研究B」「指揮特殊研究Ⅰ」「指揮特殊研究Ⅱ」による高い質の専門的技能修得のための指導を行っている。

理論コースでは、音楽研究を音楽史とエクリチュール演奏を2つの柱とし、音楽芸術のより高度な領域へ到達できるように指導している。また、「音楽史特論A」「音楽史特論B」「音楽理論特論A」「音楽理論特論B」「音楽史特別研究」「和声学特別研究」等で、講義系科目と演習系科目による相乗効果による高度な専門的技能の育成を図っている。

作曲コースでは、通常の個人指導と、「作曲技法特論A」「作曲技法特論B」「作曲特別研究A」「作曲特別研究B」による質の高い専門的技能を修得させる指導を行っている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専攻科の教育目的に応じた成績評価基準は、専攻科規程第11条「学習の評価」に短期大学士課程と同様に学習の評価基準を定め、100点満点で60点以上を合格、60点未満を不合格とし、成績は5段階で、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」として、60点未満を「F」としている。この成績評価基準は、『キャンパス&授業ガイド』に記載しており、オリエンテーションで学生に周知を図っている。

各授業科目の成績評価については、個別にシラバスに示し、受講学生へ周知が図られているが、専攻科造形専攻では、実技系科目は制作作品と授業中の平常点で、講義系科目は試験、レポート提出で、それぞれ主な成績評価・単位認定の方法としている。各科目とも担当教員の責任において適切に成績を評価し、S～Fの5ランクの成績基準で表している。専攻科音楽専攻では、講義系科目は定期試験の成績に基づき、演習系科目は毎回の課題、試験又は発表の結果を、実技系科目は学期末の実技試験の結果で、それぞれ成績評価を行い、単位を認定している。声楽や器楽の実技試験では、専任教員と非常勤教員が審査に当たり、オリンピック方式（最高、最低を除いた点数の平均）によって成績評価をしている。

修了認定については、学則第5条3に基づく専攻科規程第22条並びに専攻科規程に基づく専攻科履修規程により、教務学生委員会と教授会において厳正・公正に実施している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

短期大学士課程と同様に、平成 20 年度から専攻科学生に対しても成績をパソコンから常時確認できるシステムを導入しているほか、専攻科学生からの成績評価等の問合せ制度も導入している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共通教育科目として外国語科目 8 科目を開講し、コミュニケーションの基礎、異文化理解を深める科目に位置付けるとともに、音楽科の学生等の専門教育科目の学修に役立てている。
- 卒業生の協力を得て、短期大学の規模でオーケストラを編成しており、その伴奏によるオペラ公演を実施している。
- 平成 16 年度の文部科学省特色GPに採択された「多様な演奏会による地域交流教育の工夫改善」においては、支援期間終了後においても、学生に対し、多くの本格的ステージで演奏する機会を提供しており、多くの学生が参加し、地域貢献への意識の向上にも役立っている。
- 平成 21 年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「体験をスキルに変えるナラティブ能力育成—サービスラーニングを中心とした自己の物語を探し創り発信する能力の形成プログラム」においては、多くの学生に「サービス・ラーニング I」「インターンシップ」「海外語学実習」等の体験学習に力点を置く授業が提供されている。

【改善を要する点】

- シラバスに精粗がある。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学の短期大学士課程・専攻科課程の学生が身に付けるべき学力、資質・能力等の達成状況の検証・評価で共通するものは、①講義系科目における試験・各種レポートによる評価、②実技系・演習系科目における卒業・修了制作、卒業・修了演奏等の成果発表、③FD研修会や学科会議等での学生の現状に係る情報交換、の3点が主なものである。

①については、各教員が成績評価の方法をシラバスに記載し、厳格な成績評価に努めている。②については、美術科では卒業・修了制作、音楽科では卒業・修了演奏、国際文化学科・情報コミュニケーション学科では卒業論文が、達成状況の主な評価対象となっており、これらの成果は、卒業・修了制作展、卒業・修了演奏会、卒業研究発表会において、学外に公開している。③については、全学的なFD活動、各学科・専攻科の成績不振学生に係る情報交換によって得た評価に基づき、担当教員の指導の充実に活かしている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学では、教育の成果を判断する指標として、①卒業、退学、②修得した単位数、③資格取得、④芸術系学科学生・専攻科学生の作品の受賞等を重視している。

①卒業、退学については、平成18～20年度入学者の標準修業年限内卒業率は、美術科が91.5～97.5%、音楽科が89.7～93.6%、国際文化学科が84.4%～97.2%、情報コミュニケーション学科が95.8～97.2%、退学者数が4学科で平成18年度11人、平成19年度13人、平成20年度10人である。専攻科2専攻では平成19～20年度2年間の入学者が標準修業年限内修了率95.7～100%、退学者が2年度ともに各1人である。平成18年度国際文化学科の標準修業年限内卒業率が85%以下と低かったものの、全体の平均値は94.7%となっており、良好であると評価できる。退学の理由は、家庭の経済的事情が多いが、全体の退学者数は10～13人と少なくなっている。

②修得単位数に係る学生指導では、当該短期大学には進級制度はないので、年間修得上限単位数を50単位に定め『キャンパスガイド』に記載し、履修指導で修得予定単位数を確認するなど、単位の実質化が実現するように学生を指導している。GPAの基準を設け、2.0を下回った学生に個別指導を行う体制も整えている。

修得した単位数を見ると、過去3年間4学科ともに平均修得単位数が72.3～77.4の間にあり、順調な

単位の修得状況といえる。

③資格修得状況では、認定専攻科としての専攻科美術専攻・音楽専攻学生の学位申請をみると、申請には62単位以上が必要となっている。「芸術学」学士認定に平成20、21年度専攻科修了生92人中、申請者は85人(92.4%)、学位取得者は80人(修得割合94.1%)となっている。また、美術・音楽の中学校教諭二種免許状の取得、実用技能英語検定、日商PC検定(文書作成及びデータ活用、3級・2級)、秘書技能検定(3級・2級・準1級)等の受験による資格取得が行われており、取得資格者数も増えている。

④各種展覧会への出品、演奏会での演奏等の状況に現れている教育の成果としては、美術科・専攻科美術専攻、音楽科・専攻科音楽専攻の学生で、平成21年度の主なコンクール入賞者はそれぞれ7人、13人となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学では、平成15年度より全学科の授業を対象に、学生による授業評価を前期・後期にそれぞれ行い、講義系科目、演習・実習系科目に分け、授業の内容・方法、教員の熱意・話し方、教室等の設備、その他に係る14項目について意見聴取を行っている。平成19～21年度3年間の結果では、「授業を通して知識や技能が得られた」という項目では5段階評定で3.8～4.2と比較的高い評価を得ている。また、平成16年度から「卒業・修了生の満足度調査」を7項目で実施しており、その中で「本学での自分の成長」については、満足度が75.0～78.9%と学生から高い評価を得ている。なお、6年間を通じて「友人との出会い」の満足度が90.5～94.0%で常に高く、「先生との出会い」「本学に入学したこと」の満足度が次いで高くなっている。

このほか、情報コミュニケーション学科は、平成19年度から、地域社会で活動を行う授業科目「サービス・ラーニングⅠ」「サービス・ラーニングⅡ」「サービス・ラーニングⅢ」「サービス・ラーニングⅣ」で独自のアンケートを行っているが、単位を修得した学生は「前に踏み出す力」「主体性」に関して5段階評価の3以上の評価が90%近くを占めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学の平成19～21年度の4学科学生と平成20、21年度の専攻科学生の卒業・修了時の進路を見ると、4学科卒業生の3年間の就職内定率が93.3%、87.2%、88.4%、進学率が90.7%、89.9%、93.9%と推移している。専攻科修了生の2年間の就職内定率は87.4%、88.3%、進学率は89.5%、92.6%となっている。なお、芸術系の学生の進路は、美術科では自分の工房を持ち制作活動を続ける場合、音楽科では当該短期大学オーケストラの演奏員や二期会研究生として演奏活動を続ける場合等があって、卒業直後の就職状況で教育成果を図ることは難しい。人文系2学科の就職内定率は3年間に、国際文化学科は94.2%、86.7%、90.3%、情報コミュニケーション学科は96.4%、90.7%、90.8%と推移しており、芸術系2学科より常に高い。社会状況の変動によって就職内定率は左右されているが、比較的高い就職・進学率を維持している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生・修了生の卒業・修了後の就職先等の状況から、当該短期大学の教育効果を判断するため、理事あるいは進路支援室スタッフが企業等を訪問する際に、卒業生・修了生が在学中に身に付けた資質・能力等の評価に関して意見を聴取している。また、平成20、21年度に企業への卒業生に関するアンケート調査を行ったところ、学生へのイメージ・印象に係る9項目では、平均して「誠実さがある」「責任感がある」が高く、「リーダーシップがある」「個性的である」が低い評価を得ている。特に人文系学生に対して、期待する教育に係る8項目では、「対人関係、仕事の協調性」「マナーや礼儀作法」「コミュニケーション能力」の評価が高く、求められている資質・能力が明らかになっている。

また、同窓会・後援会と連携を進めており、同窓会では、平成19年度から「ホームカミング・デイ」を開催している。後援会では総会・理事会で保護者から意見を聴取しているほか、平成22年度に保護者に対する「進路相談会」を開催し、教員が保護者と面談して学生の進路・学習状況について意見を聴取しており、今後も継続して開催することとしている。

当該短期大学では、卒業生の親族が入学するケースがみられるので、当該短期大学への評価と関連すると考え、平成19年度から実態を把握している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

当該短期大学では、入学式翌日の新生オリエンテーションで、全体を対象に教務学生部が『キャンパスガイド』『授業ガイド』等を用いて、教育目的や教育理念、履修登録の方法、共通教育科目の説明等を行っているほか、学科別には、学科教員が学科の教育目的・教育目標、専門教育科目の履修方法を説明している。学科によっては、専攻、コース、ゼミごとに、各担当教員が期待する学習内容を説明し、進路に合わせた履修モデル等を用いて履修方法を具体的に示して、履修計画を学生に策定させている。履修登録については、平成19年度後期から、教務学生情報システムによって行わせている。また、教務学生部職員が「履修登録の方法」を配付し、学生が履修登録を行う際には、履修を確実に実行できるよう配慮し対応している。これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該短期大学における学生支援は、平成13年度から実施している学生による授業評価、平成16年度から続けている卒業・修了生満足度調査、平成18、21年度実施の学生生活調査、平成21年度実施の図書館利用に関するアンケート等で把握した学生のニーズに基づいて行っている。

4学科では、各教員が学年ごとに10～20人の学生を担当する担任制をとっており、進路・学習・生活等の相談に応じている。また、各教員のオフィスアワーとメールアドレスをシラバスとウェブサイトに掲載し、教員への学生の相談の利便性を図っている。

進路支援室（室長、就職指導課長、後援会臨時職員で構成）には、専門職員2人、各学科担当教員2人ずつが配置され、進路に関する個別相談や情報提供を行い、1年次前期から7～8回の就職ガイダンス等を実施して、学生の就職活動を支援している。なお、進路支援室の利用者の延べ人数は、平成20年度に年間6,995人、平成21年度に3,840人となっている。また、共通教育科目「キャリアプランニング」では、8企業・団体からの講師の話聞き、学内外の講師による実践的セミナー（自己分析、業種研究、情報収集の仕方、応募書類の書き方、面接対策等）を行っており、その講師の選考は、学生のニーズを踏まえ、科目担当教員、進路支援室長及び就職指導課長が協議して行っている。このほか、4年制大学への編入学希望者への対策として、毎年編入学希望者アンケートを実施し、平成20年度には国際文化学科で、希望者への情報提供方法の改善、志望大学による編入学希望者のグループ化等を提案している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、

支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該短期大学において特別な支援の必要な学生への学習支援としては、留学生と社会人学生への支援を実施している。

留学生へは、一般教養科目に「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「日本事情」を開講し、日本語の上達を促して日本に関する知識を習得させている。また、平成22年度からは留学生チューター制度を導入し、留学生と同学年の学生を学科長が推薦し、学長がチューターを委嘱している。

社会人学生は、平成21年度に3人、平成22年度に7人が入学している。通常の履修が困難な場合は教育課程の弾力的運用により、長期履修ができるように配慮しており、平成19年度に1人が長期履修制度を利用している。

習熟度の低い学生へは、美術科における課題作品を与えた指導、情報処理関連の演習における補習クラスの開設等を行っている。

なお、これまで該当する学生の入学がなかったため、障害のある学生への特別な学習支援の制度は設けていないが、今後制度的整備を行うことを計画している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該短期大学において学生が自主的学習を進めることのできる環境整備として、附属図書館が平日に9時から19時まで開館しており、100人程度が閲覧・学習できる机を設置しているほか、CDやDVD等の視聴覚教材を利用できるようにしている。自習室には25席の学習用机を置き、インターネットに接続したパソコン15台を設置して、学生の自由な利用を促している。また、自習室前にある談話スペースにはコピー機を設置してある。音楽練習室は、防音装置のある27室からなり、平日9時から21時に予約制で利用できるようにしている。

情報処理演習室、美術棟、デザイン棟、工房（特殊教育棟）、音楽棟、芸術棟の施設・設備は、平日に授業で使用していない場合は利用を認めており、中には土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中も事前に届け出て利用できる施設もある。情報処理演習室は、人文系学科の学生が情報検索、レポート作成、各種検定試験の準備学習等のために有効的に活用されている。また、芸術系2学科の学生は、学内施設で制作や練習を行う機会が多いので、平日の18時以降や休日に関係施設・設備を頻繁に利用している。専攻科音楽専攻では、専攻科室での自主的学習を認めている。

なお、学生への各種アンケートで満足度の低い施設・設備、学生のニーズの高い施設・設備は、順次改善し、自主的学習に係る環境整備を進めている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該短期大学は、学生の課外活動の拠点に学友会室・サークル室のあるクラブハウス、学生会館を設けている。自治活動は、学友会が中心となって進めており、新入生歓迎会、スポーツ大会、七夕祭、学園祭、クリスマスパーティ、卒業パーティ等を企画・運営している。学生サークルは、平成21年度現在、27サークル（体育系11、文化系16）があり、サークル部室、体育館等のスポーツ施設、各種教室を、授業時間以外に活用して活動している。

学生の課外活動全般については、教務学生部が年に数回、イベント前後の時期に学友会等と意見交換をして、助言し支援している。各サークルには、年度始めに顧問教員、参加人員を記載した「活動届」又は「設立願」を提出させており、学友会と大学が活動状況を把握できるようにしている。また、学生の課外活動費（学友会費）は、収入が学友会費・後援会育成費・卒業パーティ参加費・学生食堂棟管理費等からなり、大学が管理し、高額な支払は大学が行い、イベント経費・サークル活動費は必要に応じて学友会に交付している。活動内容や費用（予算・決算）は、教務学生委員会で報告し、教員間でも意見交換をしている。このほか、学生の自主的な制作活動や演奏会の活動資金は、同窓会・後援会が援助している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該短期大学は、学生の生活支援等を行うため、保健室、学生相談室、人権相談室、進路支援室を置き、学生からの健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談に対応する体制をとっている。

保健室（保健師1人）では、学生の健康相談を随時行い、平成21年度には663件の相談に応じている。また、学生相談室（カウンセラーは臨床心理士の資格を持つ専任教員）は、平成21年度に6人（延べ15人、面談26回）の相談に応じている。人権相談室（室長、相談員：教員7人、事務職員1人等）は、相談員の氏名・連絡先をウェブサイトの学内専用ページに掲載し、直接面談と電話・手紙で相談を受け付けており、平成19～21年度に7件の相談を受け、2件を調査・苦情処理している。進路支援室は、進路ガイダンスの企画・運営、進路情報の提供、進路相談を行っており、平成21年度に延べ3,840人の利用に応じている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-2② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該短期大学は、特別な支援を行うことが必要と考えられる留学生に関して、教務学生部を窓口奨学金、医療費補助、イベント参加等の相談に応じており、留学生チューター制度の導入により、生活がスムーズに送れるよう支援を始めている。障害のある学生に関しては、日常的に生活支援を必要とする学生の入学がなかったが、人文棟は竣工時から車いす利用ができるほか、附属図書館、体育館、学生会館は耐震工事を行った際に車いす用スロープを設置している。また、障害のある学生の受入体制と生活支援策は、今後継続して検討していくこととしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該短期大学における奨学金制度については、『キャンパスガイド』及び学内掲示で周知を図っており、新入生オリエンテーションでも説明している。申請・登録は、事務局の教務学生グループ、総務企画グループが対応しており、平成21年度奨学金貸与者は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）が551人、その他6団体の奨学金が17人となっている。授業料の減免については、平成21年度に64人が認められている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備
<p>8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</p>

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8-1-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</p>
--

当該短期大学の校地面積は 45,835 m²（うち専用部分は 34,535 m²、校地を共有する大分県立芸術緑丘高等学校との共有部分は 11,300 m²）、校舎等の施設面積は 20,079 m²であり、短期大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

全学共通の建物・施設には、事務棟、体育館、グラウンド、附属図書館、学生会館、クラブハウスがある。

4 学科の教育研究棟としては、美術棟、デザイン棟、特殊教育棟（工房）、音楽棟、音楽棟小ホール、芸術棟、人文棟等がある。美術科には絵画、デザイン、工芸、彫塑の各実習室、音楽科には小ホール、合奏教室、打楽器室、個人用練習室がある。人文系 2 学科には視聴覚室、国際交流室、語学演習室、情報処理演習室、秘書実務演習室、地域活動室、メディア及びコミュニケーションの各演習室・実習室等がある。

学生生活・進路指導等に利用する施設としては、進路支援室、学生相談室、自習室、休憩コーナー、美術作品展示コーナーがあり、自習室等に学生専用コピー機、小ホール・学生会館にピアノ等を置いて、学生が自習や演奏会等に有効に活用している。

附属図書館（館長（教員）、職員 4 人（うち 2 人司書資格））は開架式で、閲覧室 3 室、学術情報室、視聴覚室、書庫（美術科卒業制作買い上げ作品も収蔵）、検索スペース（平成 18 年度に電算システムを更新し、平成 19 年度より検索システム稼働）、事務スペースから構成されている。館内にはパソコン 6 台を置き、学内 LAN を介して OPAC（Online Public Access Catalog）が利用できるようにし、新聞記事データベースの検索も可能としている。

課題として、建物の老朽化（築 35 年を超えるものがある。）で教育・研究活動に各種支障がでていること、附属図書館の閲覧室・書庫が手狭になっていることなどが挙げられる。毎年計画的に施設の修理・修繕を行っており、耐震診断を平成 14 年度に実施、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて工事を行い耐震化は完了している。施設・設備のバリアフリー化については、平成 4 年建設の人文棟はスロープ・手すり・点字表示・車いす用エレベーター・手洗いを整備しているが、昭和 50 年建設のほかの建物は、一部を除いてバリアフリー化が進んでいない。

上記の他、平成 22 年度に、廃校になっていた下竹田小学校（敷地面積：11,000 m²、校舎：1,998 m²、体育館：627 m²）を竹田市から無償で借り受け、竹田キャンパスとしてオープンしており、今後、学生の創作活動、集中講義、サークルやゼミの合宿、地域住民を招いての公開演奏会、展覧会等、さらに、卒業生

の創作活動の場として活用していく予定となっている。

これらのことから、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に向けて、設・設備がおおむね整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該短期大学は、教務学生情報システムを整備し、学生が必要に応じ端末から履修登録、成績確認（平成20年度から実施）を行うことを可能としている。教育課程には、4学科全学生に授業科目「情報機器基礎演習」を課し、パソコンネットワーク利用の知識と基礎技術を学ばせ、情報処理関係科目や各科目に係るレポート作成、卒業研究の調査、図書及び文献検索等に学内パソコンの利用ができるようにしている。

人文棟・芸術棟・デザイン棟・美術棟・音楽棟・附属図書館等といった施設内の全部屋は、学内LANにつながる情報コンセントを有しており、大講義室・視聴覚室・101番講義室・講義室A・工房・学生食堂では無線LANの使用が可能となっている。また、人文棟3階にある情報処理演習室のサーバステーションには、ウェブサーバ、メールサーバ、図書館サーバ、教務サーバ、財務サーバ等が、セキュリティに配慮され設置されている。ウェブ・プロキシサーバは、それぞれ大分大学とODN（日本テレコム）に高速な専用回線で接続されており、これらのサーバを介し、学内パソコンは学外のネットワーク「豊の国ハイパーネットワーク」につながり、どのパソコンでもインターネットの利用ができるようになっている。

学内パソコンは、情報処理演習室に120台、自習室に15台、デザイン棟情報デザイン実習室に34台、附属図書館に6台が、学生用に設置されており、語学演習室以外のパソコンは、授業時間外に学生が利用できるようになっている。

全学生は、入学時にアカウント、パスワード及びメールアドレスを付与され、学内及び学外からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能となっている。情報設備及び情報ネットワークの利用については、学生用マニュアルを配付するとともに、情報セキュリティについてもガイドラインを作成し、学生が安全に情報を取り扱える体制を整備している。情報メディアセンター（兼任教員2人、実習助手3人配置）は、学内の利用相談に応じ、利用研修会を年3回開催している。

これらのことから、短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の施設・設備の運用については、講義室、音楽練習室、体育館、語学演習室、国際交流室、情報メディア教育センター、学生会館等の利用に係る基本方針を定め、『キャンパスガイド』に記載している。『キャンパスガイド』は毎年度学内構成員に配付し、学生には施設の利用に係る基本方針等をガイダンスで説明して周知を図っている。また、利用方法・方針は、ウェブサイトにも掲載している。なお、社会貢献の観点から、教育研究に支障をきたさない範囲で、学外者の施設・設備の利用を認めている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の蔵書冊数は112,228冊（和書83,163冊、洋書29,065冊）、購読雑誌265種（和書223種、洋書42種）、新聞7種（英字紙1種）である。短期大学の蔵書としては冊数が多く、洋書の比率も高く、専門性を反映した内容となっている。音楽科に必要な楽譜・CD等も多く収集している。VTR、DVD、音楽CD等の視聴覚資料は、視聴室で学生の利用に供しており、その資料数は、VTR：2,076本、LD：1,141本、DVD：1,187本、CD：7,628本、CT：132本である。

図書資料の購入は、学科への配分額内で購入希望リストの提出を受け、図書委員会（委員長：図書館長、図書管理グループ企画情報課長、4学科選出教員2人ずつ）の審議を経て、学科の教育研究内容に即して購入している。また、学生には図書館利用に関するアンケートを定期的実施し、そのニーズの把握に努め、学生からの図書購入希望にもできるだけ対応している。貸出状況は、平成20年度まで減少傾向にあったが、平成21年度からは年々増加しており、平成19年度からは、学生による学生用図書を選定する学生選書ツアーを実施し、多くの学生から利用される図書館を目指している。

なお、附属図書館の閲覧座席数は104席であり、開館時間は、平日は9時から19時（夏期休業日・冬期休業日・春期休業日は9時から17時）である。休館日は土曜日・日曜日・祝日、年末年始、資料整理日、臨時休館日となっている。なお、定期試験前には土曜日を開館している。

附属図書館は大分県大学図書館協議会に加入し、大学間における相互利用、学術図書文献の収集、保管及び活用に関する共同事業を行っている。また、九州地区大学図書館協議会に加盟し、図書資料の相互利用を可能にしている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 一部の建物が老朽化している（築35年を超えるものがある）。
- 一部の建物を除いてバリアフリー化が進んでいない。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

科目履修状況や教員の成績評価等といった日常的な教育状況については、教務学生グループの教務学生情報システム内及び教務学生グループ内の鍵付きのキャビネットに一定期間保管・蓄積されており、必要な時にデータを利用できるようになっている。

また、年度ごとに『DATA集』を作成して、教育にかかわる基礎的なデータをまとめている。さらに詳細な教育の状況を示すデータや資料は、法人化以後に毎年作成される『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』と、3年ごとに作成される『自己点検・評価報告書』によって蓄積されている。

教員は、各自の講義に関する学生の成績、出席状況、試験、レポート等を、当該短期大学の「情報セキュリティポリシー」や「GEITAN-NET 利用ガイドライン」等に基づいて管理している。平成20年度には、情報メディア委員会が各教員に対し、保護すべき情報資産の管理状況を調査して、注意を促している。平成21年度には、これまで教員の自己努力としていた資料の保管を、定期試験等実施要領中の一項目で明文化している。学生による授業評価の結果及び教員の自己レポートは、冊子にまとめて蓄積し、学内で閲覧可能としている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該短期大学では、平成13年度から学生による授業評価を実施している。公立大学法人に移行した平成18年度からはFD推進会議が中心となり、評価項目等を少しずつ改善しながら、ほぼ全科目について実施している。評価は20項目について5段階評定で行われているが、主な観点は「授業の内容」「授業の方法」「授業環境」「学生自身の受講態度」で、このほかに「授業でよいと思ったこと」「改善してほしいこと」について自由記述欄を設けている。授業評価アンケートの結果は、ほぼ平均値が4.0を上回り、僅かながら上昇傾向にある。さらに、科目ごとに教員が設問一つを自由に設定できるようにしている。自由記述は科目担当教員に直接返却され、各教員が個別に確認している。また、評価はデータ化され、授業形態ごとの平均値と当該授業の数値とが記載された評価結果が、各教員に配付されており、教員はそのデータを自己分析し、自らの見解と授業改善案を「授業評価に対する教員レポート」にまとめて提出している。

平成16年度以降、卒業生・修了生に対して教育についての満足度アンケートを実施しており、法人化後はFD推進会議がそれらを担当している。内容は「本学に入学したこと」「授業」「先生との出会い」「友

人との出会い」「事務職員の対応」「自分の成長」の各項目について、10段階で評定するものであり、平成18年度からは、これに施設・設備に関する項目も加えている。この結果は、学科ごと、年度ごとの比較も行った『満足度アンケート結果報告書』としてまとめられた上で、教授会等で全教員に配付され、各教員、各学科等で授業や教育課程改善の資料となっている。

学生生活全般に関するアンケート調査は、平成18年度から3年に1度実施しており、平成21年度の調査（2回目）では学習設備に関する項目を追加している。

これらのほかに2年に1度、図書館利用アンケートを行うほか、共通教育アンケートや時間外学習に関するアンケート等を適宜実施している。また、学科ごとに新入生アンケートを行い、学生の学習状況や生活状況の把握に努めている。教育については、FD推進会議がFDミーティングを開催し、教職員から意見を聴取している。

こうした学生からの意見聴取に基づき、平成20年度から補習授業を実施している。「情報処理基礎演習」「情報処理応用演習」では、授業の次のコマに補習用の時間を設け、理解不十分な学生に指導をしている。美術科では、彫刻分野の学生に夏期休業中の補習を実施しているほか、ビジュアルデザイン分野の学生に3Dソフトの補習授業を実施している。その他の改善例として、学生が履修しやすいように科目の開講時間等の変更、図書館アンケートに基づき開館時間の延長等が挙げられる。

これらのことから、短期大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成18年の法人化以降、学外の有識者や専門家を理事会、経営審議会及び教育研究審議会で登用している。平成22年度は、法人役員9人のうち学外者は5人（理事3人、監事2人）で、経営審議会委員に学外理事3人と5人の学外委員、教育研究審議会に学外委員1人を登用している。理事会及び審議会では、これらの学外の役員・委員から経営と教育研究上の専門的知見を得て、これを教育の質の向上に活かすべく努力している。例えば、「教育研究費として学生にかかる経費に重点を置くべきであり、それにより大学の魅力を高めて受験生の拡大を図るべきである。」との指摘を受けて、視聴覚設備や語学演習室の整備、オーケストラのための楽器の購入等に積極的に取り組んでいる。

同窓会では、同窓会ウェブサイトを活用して、在学生の活動について情報提供及び連絡調整を行っている。平成19年度からは、年に1回「ホームカミング・デイ」を開催し、参加した卒業生・修了生から意見を聴取している。

企業関係者とは、就職に関する企業訪問及びインターンシップの機会に意見交換を行っている。また平成20年度には、企業に対する卒業生アンケートを実施し、「本学の教育に期待すること」等を調査している。これらのアンケート結果からは、卒業生にリーダーシップや個性的特性が求められていることが読み取れたことから、地域活動に参加する中で諸能力を養成する「ナラティブ能力育成プログラム」等を教育課程に組み入れるなどの改善を行っている。

学生の保護者で組織する後援会では、毎年総会及び役員会の中で、保護者の立場から見た当該短期大学の教育の状況についての意見交換を行っている。また、平成22年度から2年次生及び専攻科2年次生の保護者を対象とした進路相談会を開催し、保護者から教育内容等の意見聴取を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

当該短期大学の教育活動に関する自己評価は、FD推進会議が授業評価アンケートの集計結果を教員に返却し、それに基づいて各教員が教員レポートを作成する形で行っている。半期ごとに当期授業について振り返って、次回の授業の改善を進めるという形で、個々の教員は継続的に授業の改善を行っている。また、各教員は毎年度始めに年間の教育・研究等に関する計画を、年度末に計画に係る実施状況及び自己評価を提出しており、その作業を通して授業内容や教授方法の自己評価を行っている。

FD推進会議では、個々の教員の教授法に関する悩みや授業の有効な進め方等を教員間で共有するため、教員の要望に応じたFDミーティングを開催しているほか、講義形態に応じて教員の授業に関する工夫を集めた『Tips集』を作成し、教員に配付している。平成18年度には講義系授業、平成19年度には演習系授業、平成21年度には多様な学生に対する指導をテーマに、『Tips集』を作成している。その他、FDミーティングの一環としてパソコン技術の研修会も開催しており、Word、Excel、PowerPoint等の効果的な利用法等をテーマにしている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成17年度に組織されたFD委員会が、翌年度にFD推進会議に改組され、全学を挙げての組織的な推進体制が整備されている。FD推進会議では、他大学におけるFD実施状況等の情報収集、授業参観、教育改善のための研修会、授業評価等の調査、調査結果や事例集の作成という、主に5つの観点から活動している。

平成17年度には、教員へのFDに関する意見アンケートを実施し、各教員のニーズを把握した上で、その結果を活動に反映させている。学生による授業評価は各期末に実施し、卒業生・修生に対する満足度アンケートは3月末に実施して、授業内容や指導方法に関する学生のニーズを継続的に把握するよう努めている。平成20年度には、前期の学生による授業評価の結果を基に、各教員が「自己評価レポート」を作成し、授業内容や指導方法等の問題点を確認し、改善方法を案出しており、後期に実施した授業評価の後に、「自己評価レポート」を「教員レポート」に改め、平成21年度始めに各教員が提出することとしている。また、卒業式・修了式当日には満足度アンケートを実施し、集計した結果に基づき、平成21年度始めに改善点を検討している。

毎年度2～3回開催されるFDミーティングでは、参加した教員が積極的に意見交換を行い、日頃の講義で感じている問題や工夫している点等を共有している。実際に、ミーティングでPowerPoint講習会を行った後に、実際の講義で積極的に用いるようになった例や、他大学での事例報告を実際の講義に活かしたという例は多い。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

情報処理演習室の実習助手は、日商P C検定等に関する研修を受けた上で学生の資格取得に関する指導を行っている。また、助手・副手、教務学生グループ職員はPowerPoint の使用法やG Pの視察報告、共通教育をテーマとしたFDミーティングに適宜参加している。

人権やメンタルヘルス、セクシュアル・ハラスメントに関する研修会、Word やExcel の利用法に関する講習会には教育支援者も出席し、学生の教育生活全般を支援するための研修を教員同様に受けている。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 学生に対する各種調査を定期的に行っているが、その結果を学生に周知させ、さらに教育研究活動に活かすような工夫が期待される。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該短期大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 4,188,510 千円、流動資産 190,161 千円であり、資産合計 4,378,672 千円である。当該短期大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 557,693 千円、流動負債 140,890 千円であり、負債合計 698,584 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該短期大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である大分県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該短期大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 4 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会及び理事会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該短期大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該短期大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 988,458 千円、経常収益 976,095 千円、経常損失 12,363 千円、当期純損失 12,199 千円であるが、目的積立金 24,974 千円を取り崩すことにより、当期総利益 12,774 千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金 76,222 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該短期大学の予算配分に当たっては、限られた予算の中で、管理運営費については節減に努めるとともに、教育経費や研究経費については、各学科からの予算要求に対し、ヒアリングを実施し、緊急性の高い事業や特色ある事業へ優先的に配分を行っている。また、「研究費特別枠」を設定して、大学の研究活動を広く PR するもの、外部資金獲得のための事前研究、研究活動の活性化に寄与するものを教員から公募し、予算の範囲内で選考を行い配分するなど、重点的に予算配分を行っている。目的積立金は「教育研究向上・組織運営改善積立金」として積み立てられており、これを活用する「特別枠重点事業」として、教育特色を創出する事業、広報を強化する事業、学生支援を推進する事業、地域連携を推進する事業等を行っている。

また、施設・設備の整備については、大規模修繕は県予算（施設整備費）となるので、県と協議の上、緊急性の高いものを優先的に実施、小規模修繕は当該短期大学予算で緊急度の高いものを優先的に実施している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について大分県知事の承認を受けた後、大分県報に公告し、当該短期大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査及び会計アドバイザーによる会計チェック等を行っている。

監事の監査については、定款に基づき業務及び財産にかかる監査を実施している。

公認会計士との間に会計アドバイザー業務委託契約を締結し、独立性を確保した上で会計処理、決算、財務諸表の検証、会計担当者のスキルアップの研修、財務分析等の指導を実施している。

また、当該短期大学において、会計アドバイザーは、理事長、理事及び監事に対し、財務会計制度についての助言・指導を行い、当該短期大学の作成する財務諸表等の適正性を担保する役割を担っており、それぞれが連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該短期大学の法人化に伴う管理運営のための組織として、定款に基づき理事会、経営審議会を置いている。理事長は学長を兼務している。理事会は理事長及び理事（学内理事3人、学外理事3人）から構成されており、法人の運営に関する重要事項を審議している。また、経営審議会は理事会構成員と学外委員（5人）から構成されており、法人の経営に関する重要事項を審議している。大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会は学内委員（11人）と学外委員（1人）から構成されている。教育研究審議会には、特定事項を専門的に審議する8専門委員会を設置しているほか、学長直属機関として11委員会等を置き、学内の教員及び事務職員で組織している。

事務組織として、事務局総務企画部（常勤職員6人）、教務学生部（同8人）、進路支援室（同1人）、附属図書館（同1人）を置いている。なお、事務局長、総務企画部長、教務学生部長（教員）、同副部長（教員）、図書館長（教員）を管理職としている。

危機管理等については、平成19年度に『危機管理対応マニュアル』を作成し、地震・火災等の避難訓練の一斉実施、不審者対策等への対応を定めているほか、新型インフルエンザ対策（対策本部の設置、逐次情報提供）、経費不正使用防止のための研修及び経理の事務局一元化等、それぞれ適切な措置を講じている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

公立大学法人としての当該短期大学の運営に関する意思決定は、学長が兼務する理事長が行う体制となっており、学内・学外理事が補佐している。審議機関として、理事長の下に理事会、経営審議会を設置している。また、教育研究審議会は学長が議長を務め、下部機関である専門委員会のうち、最も重要な入試委員会も学長が委員長となって審議している。その他の専門委員会も審議経過は議事録等で学長に報告され、その都度、学長から必要な指示が出されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると

判断する。

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該短期大学は、学生ニーズを把握するため、卒業生・修了生に満足度アンケートを実施している。平成21年度アンケート（平成22年3月実施）では、平成20年度と比較すると、管理運営に関して、「事務職員の対応」の満足度が71.4%から81.1%へと、「施設・設備」の満足度についても76.3%から81.5%へと上昇している。学生で組織する学友会からの要望は担当教員を通じて把握している。

教員は教育を進める上での要望等について、教授会や専門委員会で意見を述べることができる。事務職員も専門委員会の委員や書記として管理運営に関与しており、教職員双方とも自分の考えを主張できる体制としている。

学外関係者も、理事会、経営審議会及び教育研究審議会のそれぞれに構成員として選任されており、意見を出している。また、後援会（学生の保護者が会員）や保護者との進路相談会等が、保護者のニーズを把握する機会となっている。そのほか、大分県議会議員や地方独立行政法人評価委員会委員、当該短期大学と連携関係にある各種団体等との意見交換会、各種イベントでのアンケート等において、学外・県民ニーズを把握し、改善に努めている。

具体例としては、（1）広報室を設置し、マスコミへの情報提供を活発にしたこと。（2）研究支援する組織を立ち上げ、研究者のデータベース化を図ったこと。（3）警備会社との受託内容を見直し、キャンパス防犯対策を強化したこと。（4）進路支援室の体制を強化し、就職ガイダンス・インターンシップ、保護者に対する進路説明会の開催、企業訪問によるニーズ把握・要請等を積極的に行ったこと。（5）教員評価制度を開始したこと等が挙げられる。

これらのことから、短期大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

公立大学法人としての当該短期大学には、設立団体の長である大分県知事が任命した監事（2人）を置いている。監事は法人業務及び会計の執行状況を監査しており、業務監査は毎事業年度に1回、会計監査は4半期に1回及び事業年度決算時に行うこととしている。また、監事には年に4回程度開催する理事会及び経営審議会に出席を求めて、短期大学の運営状況を把握できるようにしている。現在、定期会計監査は事業年度決算時のみの実施となっているものの、毎月、公認会計士の指導を受けている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該短期大学の管理運営にかかわる職員の研修は、県の研修プログラムに沿って実施されているほか、公認会計士による法人会計業務研修や複式会計簿記研修等が実施されている。大学運営の専門研修には、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学事務職員研修会」、法人化に伴う複式簿記の研修やパソコン研修等の職場研修、事務担当者のブロック会議や事務説明会があり、それぞれに職員が積極的に参加している。

これらのことから、管理運営にかかわる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営の基本方針として、法人の定款及び業務方法書並びに中期目標及び中期計画が定められている。また、定款及び業務方法書を補完する必要な規程は、理事長が定めている。委員や役員の選考、採用に関しては、定款、組織に関する規程、専門委員会規程を定めており、それぞれ責務と権限について示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該短期大学の目的は定款及び学則に記載され、計画については、設置者（県）が定める6年間の中期目標を達成するために、短期大学が定めた中期計画や毎事業年度の年度計画が作成されている。活動状況については、『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を作成している。定款、計画及び実績報告は、ウェブサイトの法人情報に掲載し、公表している。

これらのことから、当該短期大学の活動状況に関するデータや情報が、適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成16年度及び平成19年度に、認証評価を視野に入れた自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、公表している。

平成18年度からの公立大学法人化に伴い、毎事業年度計画の自己評価実績報告書『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を資料やデータ等に基づいて作成し、年度計画委員会の点検・評価を経て、教育研究審議会、理事会による承認を得て決定している。大分県地方独立行政法人評価委員会による評価決定後には、その内容をウェブサイト等で公開している。

これらのことから、当該短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成18年度からの公立大学法人化に伴い、毎事業年度計画の自己評価実績報告書『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を知事の設置する大分県地方独立行政法人評価委員会に提出している。地方独立行政法人評価委員会の評価書は、『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』とともに、評価委員会の

評価が出された時点においてウェブサイトで公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

地方独立行政法人評価委員会の評価結果に対して、教授会や年度計画委員会等の各委員会では、その改善策や次年度計画に盛り込むべき課題を明らかにし、取組を進めている。具体例としては、平成20事業年度評価結果の中での指摘事項に対し、(1)外国人留学生について、受験資格や入学試験時期の見直しにより、受験しやすい体制とした結果、平成22年度には2人の留学生の入学があったこと。(2)科学研究費補助金の申請件数を増やしており、平成21年度には8件申請し、そのうち1件が採択されていること。(3)科学研究費補助金のみならず、総務省の「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」、大分県警察からのデザイン受託等、外部資金獲得に実績を上げていることなどが挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該短期大学の教育・研究活動の成果は、研究紀要や学科ごとの卒業研究概要にまとめて発行し、配布している。

また、教育研究の成果を地域社会に還元する公開講座を開設しており、平成21年度だけでも48講座(事業)、参加者数は1万人を超えている。活動の成果は、ウェブサイトにおいて公表するほか、マスコミ等により広く県民に伝えられている。

これらのことから、当該短期大学における教育・研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 短期大学名 大分県立芸術文化短期大学

(2) 所在地 大分県大分市

(3) 学科等の構成

学科：美術科，音楽科，国際文化学科，
情報コミュニケーション学科

専攻科：造形専攻，音楽専攻

(4) 学生数及び教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学生数：930 人

内訳：学科 829 人，専攻科 101 人

専任教員数：51 人

2 特徴

(1) 沿革

大分県は彫刻の朝倉文夫、美術の福田平八郎、高山辰雄、音楽の滝廉太郎など、全国に誇る人材を数多く輩出してきた。こうした歴史と風土のなかで醸成された県民の芸術に対する渴望と情熱が実を結び、昭和 36 年 4 月、全国唯一の公立芸術短期大学である大分県立芸術短期大学(以下、「本学」という。)が開学した。34 年 4 月に設置された別府緑丘高校の専攻科からの昇格であったため、施設は別府緑丘高校の敷地を借用して建設され、図書館とグラウンドは共用であった。別府緑丘高校は 40 年 4 月、県教育委員会所管のまま、本学の附属高校となった。しかし、校舎、校地とも狭隘であったため、50 年 4 月、本学は現在地に新築移転し、55 年 12 月には、別府緑丘高校も本学構内に新築移転した。平成 18 年 4 月、別府緑丘高校は附属高校としての関係は解消したものの、高大連携協定を結び、相互交流を深めている。

開学当初は、美術科と音楽科の 2 学科で構成されていたが、昭和 54 年、美術科を美術専攻とデザイン専攻、生活芸術専攻、音楽科を声楽専攻と器楽専攻とに区分し、専攻ごとにきめ細かな指導を行える体制を整えた。また、学生の強い創作意欲や新しい芸術的感性を求める時代の要請に応えるために、美術専攻科と音楽専攻科を設置した。この専攻科は、平成 19 年 4 月に、4 年制大学と同じ学位「学士（芸術学）」取得が可能となる大学評価・学位授与機構の認定を受け、21 年 3 月には専攻科第 1 期の修了生を出し、開学以来、初の「学士」が誕生した。美術科と音楽科の卒業生には、画家、デザイナー、声楽家、演奏家として全国的に活躍する者も多く、芸術を担う人材の育成と地域文化の振興に寄与している。

さらに、平成 4 年には国際化や情報化などの社会的変化に対応し、豊かな地域社会を創造する人材を育成するため、国際文化学科、コミュニケーション学科（15 年度に情報コミュニケーション学科に改称）の人文系 2 学科を増設、校名を大分県立芸術文化短期大学とした。卒業生は、官公庁や企業、各種団体など、広く地域社会で活躍している。最近では、卒業後に 4 年制大学に編入して勉学を続ける学生も増えている。

(2) 教育の基本方針

本学は、芸術系と人文系の 4 学科から構成されており、両者の特徴を活かしつつ、「幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与する」ことを教育目的としている。

(3) 公立大学法人としての役割と使命

近年、少子化や受験生の志向の多様化など、短期大学を取り巻く環境は厳しい。そこで、本学の魅力を一層高め、活性化を図るため、平成 18 年 4 月から運営主体を公立大学法人大分県立芸術文化短期大学とし、自らの意思と判断で運営を行っていくこととした。

芸術文化教育に対する地域社会からの期待は大きく、特に法人化後は大学の使命として、教育研究の成果を地域社会に還元する社会貢献を強く打ち出し、小・中・高校生や県民一般を対象にした公開講座・イベント等を次々と実施している。毎年 10 月から 12 月にかけて様々なイベントを展開する「芸短フェスタ」は県民にも馴染みになっている。21 年度の公開講座・イベントの実施数は 48、参加者数は延べ 1 万人を超えた。

本学との相互連携を求める自治体、教育機関等とは協力協定を締結しており、3 自治体、2 高校、3 海外大学、5 団体の 13 団体に上っている。このうち竹田市との連携協定に基づき、22 年 4 月、同市内の廃校となっていた小学校を「芸文短大竹田キャンパス」として開設し、新たな芸術文化の拠点とした。

地域貢献・社会貢献活動は学生のナラティブ能力育成にも生かされており、21 年度大学教育・学生支援推進事業（文部科学省）に採択されている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

○本学の教育目的

大分県立芸術文化短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。（学則第1章総則第1条）

○本学の教育理念

- 1) 県内唯一の公立大学法人短期大学として、県民の要望と期待に応える高等教育を推進します。
- 2) 学生の個性を尊重するとともに、知性と感性の調和した人間性を涵養する教育を推進します。
- 3) 芸術・文化の専門教育を重視するとともに、幅広い見識と総合的な判断力を備えた教養人を育成します。
- 4) 九州・中国・四国地区を含めた文化圏の中心に位置することから、その圏内における芸術・文化の教育を担います。
- 5) 開かれた大学として県民の生涯学習・リカレント教育を担います。

○各学科の教育目的と教育目標

1) 美術科の教育目的・目標

優れた個性と創造力を持ち、人間性豊かで、社会に積極的な貢献をなしうる人材を育成することを教育目的とし、次の目標を達成することをめざします。

・美術専攻の教育目標

美術に関する基礎的な実技・理論及び教養を基盤とし、多岐にわたる現代美術の諸相に、着実・柔軟な姿勢で対応し得る、創造性・人間性豊かな人材の育成を目標とします。

・デザイン専攻の教育目標

ビジュアルデザイン・生活造形デザインの基礎的な理論と造形実習を通して、新しい時代の要求に応じ得る、創造力と計画性豊かな人材の育成を目標とします。

2) 音楽科の教育目的・目標

高い専門的音楽技能と指導力を有し、創造力豊かな有為な人材を育成することを教育目的とし、次の目標を達成することをめざします。音楽科には、声楽、ピアノ、管弦打、指揮の演奏系4コースと理論、作曲の理論系2コース、計6コースがおかれています。

・声楽コースでは、歌唱芸術を学び、深めるために、声楽の基礎的な実技・理論の修得を基盤とし独唱・合唱を教授します。

・ピアノコースでは、基礎的な演奏技術の修得の上に、ピアノの高度な演奏技能を学びます。

・管弦打コースでは、各楽器の演奏法の習得とあわせて、オーケストラの授業を通して、アンサンブルを学び、それを基盤とし独奏、合奏、オーケストラなどを教授します。

・指揮コースでは、指揮の基本を学ぶとともに、スコアリーディング、音楽解釈法を教授します。さらに、合唱、アンサンブル及びオーケストラを実際に指揮することで、指揮者に必要な技能を育成します。

・理論コースでは、音楽分析法と音楽史に加え、コンピューターを学び、「音楽のしくみを理解する力」と「音楽を研究する技能」を養成します。

・作曲コースでは、学生のレベルに合わせ、作曲に必要な基本的な音楽理論を教授し、同時に種々の課題を課すことで、実践的な作曲の技能を教授します。

以上の教育を通じ、豊かな音楽的教養と創造力に富み、指導力に秀でた有為な人材の育成を目標とします。

3) 国際文化学科の教育目的・目標

国際社会の中で、自国の文化のみならず、異文化に対する理解を深め、広い視野から物事を捉え、主体的に行動し、豊かな発想や新たな価値観を創造できる人間性豊かな人材を育成することを教育目的とし、次の目標を達成することをめざします。

- ①日本と諸外国の文化を理解する力、受容する力を育てます。
- ②社会的・国際的な諸問題に対する理解力と判断力を育てます。
- ③日本語と外国語による言語表現力を育成します。
- ④国際交流に積極的に参加する意欲と能力を育てます。

4) 情報コミュニケーション学科の教育目的・目標

情報とメディアを有効に活用する知識と技術、及び人間関係を発展させるコミュニケーション技能を身につけ、自己の個性と能力を活かし、地域社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成することを教育目的とし、次の目標を達成することをめざします。

- ①情報化社会の進展を把握し、情報技術を適切に活用する力を育てます。
- ②多様なメディアの特性を理解し、情報を収集・吟味・編集・発信する力を育てます。
- ③人間の行動を心理学的に理解し、人間関係を営む対人的技能を育てます。
- ④現代社会が抱える諸問題を理解し、地域づくりに参加する意欲と実践力を養います。

5) 共通教育の教育目的・目標

芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を活かし、芸術・文化に関する幅広い教養を養うとともに、社会の中で自立して生きる力、外国語及び情報処理に関する基礎的な力、並びに心身の健康に関する基本的な認識を養います。

○専攻科の教育目的と教育目標

短期大学において修得された基礎的専門知識及び技術を基盤とし、芸術に関するより高度な専門家としての素養を身につけることにより、豊かな芸術的教養と指導力に富み、創造性豊かで、文化の進展及び社会の発展に積極的な貢献をなす人材を育成することを教育目的とし、次の目標を達成することをめざします。

・専攻科造形専攻の教育目標

造形専攻は、専門的な実技と幅広い分野の理論科目を通して、美術及びデザインに関する社会的・歴史的視点からの理解を深める学習を行うとともに、造形芸術に関する専門的知識及び高度な表現技術を身につけ、優れた個性と創造力に満ちた人間性豊かで有為な人材を育成することを目標とします。

・専攻科音楽専攻の教育目標

音楽専攻は、6つのコースに専門的な実技・演習科目、グループレッスン、アンサンブル、さらに、音楽史特論、音楽理論特論などの理論系科目を設けています。これらの科目を通して、音楽芸術に対する深い理解と高度な技術を修得させ、豊かな表現力と指導力に富む人材の育成を目標とします。

(「キャンパスガイド2010」 本学及び各学科・専攻科の教育目的・目標)

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

学校教育法の趣旨のもと本学では目的を定め、広く社会に公表している。さらに各学科・専攻・専攻科についても具体的な目的を定めている。これらの目的は大学案内・キャンパスガイド・ホームページ・募集要項等に明記し、学内の教職員・学生に周知させていると共に、受験生や企業等にも広く公表している。今後は、大学説明会・高校訪問さらには地域貢献・地域連携等のさまざまな機会を通して、教育の目的・内容について、より一層PRしていく必要がある。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の芸術系2学科、人文系2学科からなる学科構成は本学の教育研究の目的を達成する上で適切であると判断できる。

教養教育については、芸術系・人文系の学科を持つ本学の特色を生かしたものとなっている。また、その検証が定期的になされ、科目の改編・補充等に取り組んでおり、教養教育が適切に行える仕組みが整備されている。

芸術系の2学科には認定専攻科が設けられている。この専攻科の構成は、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

また、本学には学生の教育と研究に資するために、附属図書館、情報メディア教育センター、研究情報室、地域活動室、保健管理センターが設置されている。これらのセンター等はそれぞれ適切な構成員によって組織・運営されており、本学の教育研究の目的を達成する上で十分に機能している。

本学の教授会は大学の規模が小さいこともあり、全学科の全専任教員が参加している。大学の教育・研究に関する重要事項の審議のほか、各種委員会からの報告等も行われ、各事業に対する全教員への周知が図られている。

さらに、教育課程・教育方法については教務学生委員会、FD推進会議等が適切な教職員の構成で設置され、定期的に開催されている。その結果は議事録にまとめている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教員組織の基本構成は、公立大学法人の「人事基本計画」（資料3-1）によって規定されており、これに基づいて、教育課程を遂行する上で十分な教員が確保されている。学科ごとの専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、国籍・性別を問わない公募による採用によって、教員組織の活性化が図られている。

教員の採用・昇格に関する基準は、選考規程の中で明確に定められ、教育上の能力も含めて審査が行われている。教員の教育活動は、「学生による授業評価」や「満足度アンケート」など複数の制度を設け、定期的に評価している。また、各教員は教育内容と関連する研究活動を行い、その成果を取り入れた授業を展開している。

教育活動を直接支援する役割を果たす事務職員、副手、実習助手は十分に確保され、適切に配置されている。

基準 4 学生の受入

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学生募集要項と本学ホームページに掲載している。また、募集要項の配布を広く行い、アドミッション・ポリシーの公表・周知に努めており、これに沿って各学科及び専攻科では多様な入学者選抜方法を実施している。

入試は、入試委員会及び入試問題作成委員会において企画・準備等を行い、全学の教職員によって公正に実

施されている。最近5年間において、大学の実入学者が、学科の入学定員を20%以上超過した年度は2回（平成20・21年度）あるが、5年間の平均は115.6%である。専攻科では認定専攻科の開設に伴い定員超過が続いたが、入学定員の見直しにより適正化が図られた。入学定員を超過または下回ることはないよう検討をさらに続ける必要がある。

基準5 教育内容及び方法

本学の授業科目に関しては、教養科目と専門科目がバランスよく配置されている。また必修科目と選択科目とのバランスも学科の特徴・教育目的を反映させたものとなっており適切であるといえる。とくに教養科目に関しては本学の特色を出した構成になっている。授業科目は教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっており、授業の内容も全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。また、他学科・他専攻の授業科目の履修や他大学との単位互換、さらには補充教育や専攻科との連携などの組織的な仕組みが整備され、実際に機能しているといえる。さらに、講義・演習・実習などの授業形態が各学科・専攻によって工夫されている。

シラバスは、毎年見直され改良されてきており、学生の科目選択に寄与している。また、自主学習・基礎学力不足の学生への配慮が組織的になされている。

成績評価に関しては、成績評価基準が策定され、これに基づいた評価が厳正に行われている。この基準は、学生に周知されている。さらに学生による成績問い合わせ制度を設けており、成績の正確さを担保している。

専攻科は学科の教育との連携を考慮した教育課程を編成している。その教育課程の編成方針に従ってバランスよく授業科目が置かれている。

基準6 教育の成果

本学の教育目的や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果を検証・評価するために、学生については授業評価アンケートと卒業時の満足度アンケートを実施している。学生に対する教育の成果を計る方法としては、試験やレポートを実施し、またGPAを利用して客観的な数値を学生と大学が把握できるようにした。卒業・修了制作展や卒業・修了演奏会、卒業研究発表会などを通して、学習の成果を発表する機会も設けている。

企業や卒業生への意見調査は、まだ開始したばかりであり、不十分な面もあるが、全体的に本学の教育内容を検証する適切な取り組みは整備されている。また、調査の結果、本学の教育活動に対する学生の満足度は高く、また学生による授業評価を教員にフィードバックして、授業改善に役立てる仕組みも整っている。

以上の点から、本学の教育の目的に対して、成果や効果は上がっていると判断する。

基準7 学生支援等

履修については、キャンパスガイド、シラバスに情報を掲載し、入学後のオリエンテーションで説明を行っている。また、担任制により少人数の学生を受け持ち、細かく履修指導をすると同時に、電子メールの活用やオフィスアワーの設定によって履修相談に対応している。進路についても担任によるきめ細かい指導を行っているほか、進路支援室が全学的なガイダンス、セミナー、説明会などを開催している。特別な支援が必要な者への学習支援については、細かな整備はなされていないものの、担任が個別に対応するようにしている。しかし、多様な入学者に対応できる学生支援体制の整備を今後進める必要がある。

自主的な学習環境については、学生のニーズや傾向を把握し、改善を行うようにしている。

学生のサークル活動や自治活動に関しては、組織運営に関して十分な支援がなされ、多くのサークルが活動し、各種イベントが開催されている。

大分県立芸術文化短期大学

健康面や生活面に関しては、保健室、学生相談室、人権相談室などに相談窓口を設け、新入生オリエンテーションやキャンパスガイド、掲示などで周知している。

経済面の援助に関しては、奨学金、授業料減免ともに整備されており、適切に行われている。

基準 8 施設・設備

本学では、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、実習室、演習室、図書館、小ホール、ギャラリー等を設置し、各学科及び専攻科の授業等に活用している。またコピー機やホール・学生会館のピアノ等、学生専用のものを設置し、利便を図っている。本学における教育内容・方法や学生のニーズに対応して、情報処理演習室 120 台、デザイン棟情報デザイン実習室 34 台、自習室 15 台等のパソコンを学生の利用に開放している。これらの端末からは、学内専用ウェブサイト、ウェブメールサーバの利用が可能であるほか、インターネットにも自由にアクセスできるような環境を整備している。また教務学生情報システムを整備し、履修登録を端末からできるシステムを整備している。講義室、音楽棟練習室、体育館、語学演習室、国際交流室、情報メディア教育センター、学生会館等の学内施設・設備の利用については、その基本方針を定め、その内容をキャンパスガイドに記載する等の方法で周知している。図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料は、各学科の専門性を反映した形で十分に整備されている。

平成 16 年度には耐震工事を実施したが、開学当時に建てられた旧棟（芸術棟、美術棟、デザイン棟、特殊教育棟（工房）、音楽棟、体育館、学生会館、事務棟）については、施設・設備が老朽化しており、随時修繕等を行っていく必要がある。図書館の施設及び設備も老朽化しており、閲覧室の面積等も必ずしも十分ではなく、順次整備する必要がある。特に、美術科の卒業制作作品の収蔵庫については、整備が急がれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況については、教育研究審議会が中心となって、各種委員会を通じて組織的・継続的に資料を収集し、点検・評価を行っている。学生や学外関係者からの意見聴取も具体的かつ多角的に実施されており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されている。このような活動は、「自己点検・評価報告書」及び「業務の実績に関する報告書」にまとめている。これらの資料に基づき、教授会や各学科会議で課題が審議され、カリキュラムの検討・改善が行われている。

また、FD 推進会議が中心となって、全学を挙げて組織的な FD 活動が実施されている。FD 推進会議においては情報収集や調査が継続的に実施されており、学生や教職員のニーズを反映した形で活動を進めている。18 年度以降はミーティングが活発に行われ、教員の授業改善案のとりまとめや自己評価報告書も作成されており、継続的で適切な FD 活動に取り組んでいると認識している。

以上のことから、本学では、個々の教員が独自に授業内容、教材、教授技術の改善に努めているだけでなく、組織的に継続して教育の質の向上・授業改善に取り組むシステムが適切に整備され、機能しているといえる。

ただし企業や卒業生からの意見聴取は充分とはいえない。また教育の質や授業改善の効果を適切に測る方法の整備も、今後の課題である。

基準 10 財務

短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、教育活動を安定して運営するための大学予算は継続的に確保されている。また、財務に対して、会計監査等が適切に行われており、法人の財務諸表等は適切な形で公表されている。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織として、学長を兼務する理事長が理事会、経営審議会を主導し、学外有識者も大学運営に参画している。学内審議機関である教育研究審議会は、学長を議長に、事務局長、各学科長、学外有識者等が委員として参加する。教育研究審議会の下部組織である専門委員会にも教員や事務職員が管理運営組織に参加しているので、学生の要望も含め、その意見が反映されている。

管理運営に関する方針は、定款や中期目標等に明確に定められ、管理運営に関わる委員や役員についても、選考や採用、責務や権限が文書に明確に示されている。大学の目的、計画、活動状況については、大学のホームページに掲載しており、大学の構成員はもとより誰でも閲覧できる。

以上のことから、本学では管理運営に関するシステムが十分機能しているといえる。